

原子力発電所等に関する特別委員会会議日程

平成 26 年 4 月 7 日 午後 1 時

富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午後零時 58 分

出席委員 (12名)

委員長	渡辺英博君	副委員長	安藤正純君
1番	堀本典明君	2番	早川恒久君
3番	遠藤一善君	4番	宇佐神幸一君
5番	渡辺光夫君	6番	山本育男君
7番	高野泰君	8番	黒沢英男君
9番	高橋実君	10番	渡辺三男君

欠席委員 (1名)

11番 三瓶一郎君

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
会計管理者	遠藤博美君
参事兼総務課長	滝沢一美君
企画課長	菅野利行君
税務課長	斎藤真一君
健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	伏見克彦君
参事兼生活環境課長	横須賀幸一君
産業振興課長 (併任) 農業委員会事務局長	阿久津守雄君
参事兼復興推進課長	高野善男君
参事兼復旧課長	郡山泰明君

教育総務課長	石井和弘君
生活支援課長	林志信君
総務課主幹 兼課長補佐	志賀智秀君
産業振興課 長賠償対策係長	猪狩力君

職務のための出席者

議長	塚野芳美
事務局長	佐藤臣克
事務局庶務係長	大和田豊一

説明のため出席したもの

【経済産業省】

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力損害 対応室長	森本英雄君
資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力損害 対応室企画官 原子力損害 賠償担当	奥村浩信君
原子力損害賠償 支援機構審議役	豊永晋輔君

付議事件

1. 発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補の運用について
2. その他

開 会 (午後 零時 5 8 分)

○開会の宣告

○委員長（渡辺英博君） 皆さん、午前中から大変ご苦労さまでございます。開会前でございますが総務課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長。

○参考兼総務課長（滝沢一美君） 委員会前ではございますが、私のほうより若干報告させていただきます。

本日皆様の机の上に鳥山玲日本画展の案内をさせていただきました。鳥山さんは品川在住の画家で、品川区と富岡町の関係を聞き、何とか力になりたいとの思いから、今回町の桜を題材にした作品を描き上げ、4月9日より15日まで、東京日本橋三越において個展を開催することになりましたので、ご案内を申し上げたいと思います。

皆様方の机の上に、封筒の中にこの図録があると思いますが、この中に3枚つづりの富岡町の夜の森の桜ということで描いて、それが三越のほうに展示されるということになりますのでご報告を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 事務局長。

○事務局長（佐藤臣克君） 皆様のお手元のほうにお配りしております資源エネルギー庁からの資料でございますが、その中で平成26年4月7日富岡町議会全員協議会になっておりますが、大変申しわけありませんが、原子力発電所等に関する特別委員会ということで、ご訂正方お願いいたします。事務手続がちょっと間違えましたことおわび申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） それでは、開会前ですが、11番、三瓶一郎君より欠席届が出ておりますので、これを報告いたします。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより原子力発電所等に関する特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は12名、欠席委員1名、説明のための出席者、町長、副町長、教育長、生活環境課長ほか各課の長であります。また、本日は説明のために、経済産業省より出席いただいております。職務のための出席者は、議長、事務局長と庶務係長であります。

お諮りいたします。本日の委員会は、公開にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 異議なしと認め、公開とすることにいたします。

それでは、本特別委員会に町長が出席しておりますので、町長より挨拶をいただきます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さん、こんにちは。原子力発電所等に関する特別委員会を開催されるに当

たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今回皆さんには、午前中より引き続きこのように足を運んでいただきまして、まことにご苦労さまでございます。今回の委員会では、発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補の運用についてということで、資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長の森本さんがお見えになって、以下2人がお見えになっておりますので、皆さん方にはいろいろと富岡町で抱えている原子力賠償についてのものについては、皆さん既にもうご承知のように、富岡町3区域に区域見直しをさせていただいたために、いろいろと賠償に格差が生じるようなことにもなってございます。それらについても私からも先日東京電力の須藤会長がお見えになったときに要望書を出させていただきましたが、それらのことも踏まえまして、きょうは説明をいただけますので、皆さんからもいろいろなご意見を頂戴しまして進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に入ります。

付議事件1、発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補の運用についてを議題といたします。

本議題の説明出席者は、お手元に配付した名簿のとおりでございます。ごらんいただきたいと思います。

それでは、初めに経産省原子力損害対応室長、森本さんよりご挨拶をいただき、その後各担当者に簡単に自己紹介をお願いいたします。

森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 資源エネルギー庁で原子力損害賠償を担当しております森本でございます。

富岡町議会の皆様方には、事故前からですけれども、大変お世話になっておりまして、また事故後は私損害賠償の担当をずっとやらせていただいておりますが、何度かご説明をさせていただきましたが、本日は、昨年末に文部科学省の審議会のほうで第四次追補というものが決められまして、本日実際にそれを運用する我々資源エネルギー庁、そして東京電力が今後運用していく部分ございます。それについてご説明をさせていただくためにお邪魔しました。

まず、一旦挨拶で終わったほうがよろしいですね、一言ずつ。

○委員長（渡辺英博君） そうですね。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 何とぞよろしくお願い申し上げます。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室企画官原子力損害賠償担当（奥村浩信君） 資源エネルギー庁原子力損害対応室の奥村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○経済産業省原子力損害賠償支援機構審議役（豊永晋輔君） 原子力損害賠償支援機構の豊永と申します。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件の説明を求めます。

森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） それでは、お手元にございます、この横長の資料を使わせていただきまして、ご説明を申し上げたいと思います。委員長、以降、ちょっと座ってよろしゅうございますか。

○委員長（渡辺英博君） 座ったままで結構です。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 先ほど挨拶の中で申し上げましたように、昨年末、12月26日に文科省の紛争審査会が、ここに見出しがございますとおり、発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補というものを定めました。いわゆる第四次追補というふうに呼ばれております。これまでもともとの中間指針に加えて、4回目の追補ということで、今回関しましては、避難指示の長期化等に伴いまして、事故後いわゆる6年後以降の賠償をどうするのかということと、それから皆様ご承知のとおり、この4月1日から田村市が避難指示解除になりました。避難指示解除がされた後、相当期間経過後は賠償の対象とならないという、いわゆる相当期間というものについての議論というものがなされました。

きょうは、資料の1、2、3と右肩に振ってありますが、1つ目に住居確保、住宅確保の損害についてご説明を申し上げ、通しページで申し上げると9ページになりますが、資料2に将来分も含めた一括慰謝料、それから資料3に先ほどちょっと私申し上げました相当期間の設定というものがそれぞれ決められましたのでご説明を申し上げます。

1つ目の住居確保損害につきまして、ページをめくっていただきまして、資料1でございますが、ここがそれぞれお住まいの形等によって実際に支払われる金額等異なりますので、ここをちょっと時間を割いてご説明を申し上げたいと思います。資料1でございますが、まず一番見出しにございます住居確保損害、持ち家の賠償概要でございます。もともとの事故前のお住まいが持ち家だった場合とそれから借家、借りてお住まいになっていた方とで考え方方が異なっておりますので、まず持ち家のほうについてご説明を申し上げます。

賠償実施の基本方針は、もう言うまでもなく、被害者の方々の移住、帰還、ちょっと移住という言葉をもうここで使わせていただきます。政府全体では新生活のため等使っておりますが、ちょっと賠償上わかりやすく言うために移住と帰還という言葉を使っております。における住居確保の実態に沿った賠償を行うということで、これは賠償紛争審査会が、富岡町さんも含めてですが、現地調査を行い、また福島でも市議会開催されて、古い家をお持ちの方などが、やはり減価償却が進んだ家の場合いわゆる財物賠償と言われる従来の賠償では新しい家建てられないということ等々のご地元の要望を

踏まえ、今回の住居確保の損害が新しく策定されたものでございます。この1ページの資料で全体像を書いてありますが、各論は後ろのほうで改めてご説明をいたしますので、まずちょっと全体を見ていただくために、この1ページ、もう少しご説明を申し上げます。

縦に4列ございます、一番左端がピンク色のところになっておりますけれども、こちらが帰還困難区域、または大熊もしくは双葉のその他の区域に持ち家を居住されていた方と、それから真ん中2つが青いところと黄色いところございますが、一番上にありますように、左以外の居住制限区域、避難指示解除準備区域の持ち家に居住していた方。こちらは、将来的な解除の見通しもあるということから、基本的には戻れるわけですけれども、一方で、ここに書いてありますが、就労、医療等の理由から移住が合理的な者という形で指針には示されております。そういう方について、新しい場所での住居確保に係る費用の賠償を行うというものでございます。

一方、戻られた後、やはり古い家の場合、先ほど賠償額小さいと申し上げましたけれども、建物の建てかえが動物の被害、あるいは長い間放置していたこと等に伴って、建てかえや大規模な修理がどうしても必要な者というふうに書いてありますけれども、必要な方について、その汚損状況などを確認した上で、建てかえの費用も含めて賠償するということです。一番右端に薄い紫で書いてありますが、ここは従来からの財物賠償でございます。従来の財物賠償は、もう皆さんご存じだと思いますので、説明は今回割愛いたしますが、いわゆる事故前価値に対して何年分、6年を上限といたしまして、6分のnと書いてありますけれども、それを賠償しておりました。実際に戻られた場合には、さらに修繕費がかさむ場合もありますので、6分の6、いっぱいいまでは従来財物賠償でも行われておりましたが、今回はこのさらに左にそれを超えたところの賠償が行われるというものです。

一番下に支払い方法等ございますけれども、今回の賠償において、基本的には費用が発生した場合にそれを賠償するというのが原則でございますが、一方で新しい家を買われる、新しい家を建てられるという場合に、それなりに大きな金額が発生することから、立てかえ払いをなるべく避けるということから、契約書や、あるいは不動産の申込書等々書類を出していただければ、前もってお支払いして、後で足りる分、余った分、それを精算していただくという形で前払いも行う予定でございます。

それでは、もう少し2ページ以降で詳細な説明申し上げます。委員長、ちょっと申しわけございません。説明1時半ぐらいまでよろしゅうございますか。20分ぐらいからでやろうとは思っておりますけれども。

○委員長（渡辺英博君） 最終的には1時半で終わるということですか。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 私自身の説明と、その後質疑をとったほうがよろしいかと思い、大体それぐらいの目安でやらせていただきます。

○委員長（渡辺英博君） はい。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） それでは、2ページ以降、申しわけございません、資料へ戻りまして、「住宅の再取得費用の賠償」という見出し

がついた紙でございます。これは、建物の、先ほど申し上げたように減価償却等々が進んでいる場合には、このグラフといいますか絵を見ていただくと、右側へ行けば行くほど築年数がたったもの、それから左が一番新しい家です。青い線が現行の財物賠償における事故前価値と書いてありますとおり、時間がたつと、具体的には48年たつと20%まで下がってしまいます。その後はそれ以上下がらないようにはなっていますが、やはり新しく新品の家を建てようとすると、上の100%近くまでかかるケースもあるということから、ではこの差をどれだけ埋めるかということが今回の新しい賠償の考え方です。

この青いところと一番上の100%の差、それぞれ古さによって違いますけれども、20%残っているというところが一番低いですので、ここをちょっと例にとりますと、20%が賠償で既に支払われている、全損の場合は払われている、部分損の場合はそのうちの6分の5とかですけれども、ではその上に20を差し引いた全体の80が残っています。この賠償の考え方自体は、新しい財産形成をつくるというよりは、やっぱり被害に応じたということで審査会でも議論がなされまして、この残っている80%のうち4分の3、75%とここに書いてありますけれども、それを上限に賠償を行うということでございます。したがって、赤い線と青い線に挟まれた、この部分で、実際にこの青い線を突き抜けたところが新しい賠償として支払われるということでございます。

次のページへ参りまして、土地に関しましても賠償の追加がございます。右下の数字で3ページになりますけれども、この考え方は、従前の事故前に土地をお持ちのところがあって、その土地は引き続き所有されるわけですけれども、やはり新しい場所へ行った場合に、土地の値段にどうしても差があるので、それを補うことができないかというのが宅地の再取得費用ということで考え方が示されております。これは、下に絵がありますので、それもちょっと見、あと式がございますが、簡単に申し上げますと、例えば郡山へ移住せざるを得ないという状況のときに、従前の面積が富岡町では広い家があったとしても、それそのものを持ってくるわけにはいかないのですけれども、したがって福島のいろんな平均をとったもので250平方メートルを上限とはいたしますが、その新しいところの面積と、それから土地の単価、これもここに3万8,000円と書いてありますが、1平方メートル当たり3万8,000円を新しいところで必要な値段と考えて、それから従来の土地に対して既に賠償がなされておりますので、その分を引いた差額を負担するというのが基本的な考え方です。

それぞれについて上限があります。青天井というわけにはいきませんので、先ほど申し上げたように、新しい場所の面積は250平方メートル、また面積の単価は3万8,000円ですから、坪単価でいうと10万円を超える、12万円ぐらいになりますか、になります金額です。それで、ただ今度は引き算するほうの従前の宅地面積、それから宅地単価とございますが、こちらのほうは従来の土地が大きなところをお持ちであった方もいらっしゃるので、逆に控除し過ぎてもいけないということで、この控除するものは400平方メートルを上限として引き算をいたします。いずれにしても差が出ますので、これが賠償の上限金額となります。この上限金額につきまして、帰還困難区域等につきましては、その100%、それからそれ以外の居住制限、避難指示解除準備区域については、その後の土地回復の考慮

等も行って、75%、4分の3を掛けるというものがそれぞれの賠償の上限金額となります。

では、これである意味では上限金額といいますか、賠償の上限額が決まるわけですけれども、その設定といいますか、どういうものを対象とするかというのを4ページにご説明をしてあります。ここに絵がありますので、これまで既に委員会の委員の皆様方も請求された方もいらっしゃると思いますのでご存じかもしれません。この絵を見ていただくと、母屋、離れ等々、今回の賠償は居住するところを一つの区画として賠償を行います。それに付随する門、塀、いわゆる外構と呼んでいますけれども、それから庭木、宅地、これらを取りまとめて追加の金額を計算いたします。指針では土地と建物をそれぞれ別々に算定しておりますけれども、今回実際の運用上は、新しい土地をお求めの方が、土地は大き目、建物小さ目とか、あるいは逆の方もいらっしゃるので、それらを合算した形で賠償の上限額は設定いたします。

左側にちょっと薄いグレーでかけているところございますけれども、異なる住所に所在する建築物云々と書いてありますが、お住まいになっていないところ、あるいは逆に東京でお住まいの方の富岡に別荘の形でお持ちのような方とか、いずれにしても今回は居住するための住居の確保ということで、もともと家をお持ちであり、また住んでおられた方が対象になることから、こういう別のところにあるものは対象とはなりません。

なお、ここに1区画の中に外構、庭木等もございますが、これ細かいことになりますが、庭木につきましては減価償却もともとしておりませんので、減価償却を補ったとしても、今回の賠償で増額になるものではございません。まとめてこの金額を設定するということで入れてあります。

それでは、次のページに参りまして、概算と確定等の考え方について簡単な例でお示しをしております。支払い方法という形で上に書いてありますけれども、原則として実際に負担した費用が賠償対象となると。ただ、費用負担、先ほどちょっと私申し上げました立てかえが発生すると、どうしても金額が大きいこともありますので、前もって売買契約等の書類をもとに、概算で賠償金額をお支払いして、別途領収書等を提出することでそれを精算するということでございます。

左側に売買契約書、印紙、判こ等ございますが、まだ全額払っていない段階でも1,000万円の例えば契約書がある、あるいは不動産の会社と、名前は売買契約書でなくても、いろんなこういう形で購入するということがわかっていてれば、この時点で1,000万円をお支払いして、それでお支払いするというか、それを金額の対象として、その後1,000万円が最終的に1,100万円となれば、追加でさらに100万円はお支払いするということでございます。

右側に財物賠償との関係という絵もありますので、こちらのほうも重要といいますか、注意事項として重要なので、あわせて申し上げます。発生費用、先ほど1,100万円と申し上げましたが、既に財物賠償の対象として事故前価値が500万円という例を入れてあります。今回の賠償が既に受け取られた、あるいは既に賠償の対象となっている事故前価値部分については、これは既にある意味では差し引いた上で、それを超えた分がお支払い対象となりますので、この場合1,100万円の場合であれば、

600万円が追加の支払い金額となります。もう一回1,100万円をもらえるわけではございませんので、その点ご注意いただければと思います。

次の6ページには、モデルケースとして、ちょうど審査会で取り上げられました木造で残価が大体4割ぐらいとかのケースについて、それを例にとって説明をしておりますので、ちょっと重複しますが、簡単にだけ申し上げます。建物につきましては、一番下でございますけれども、従前の時価相当額が、この場合であれば、例えば1,144万円、新品であれば2,684万円の家ですので、この差額が1,540万円あります。その75%が追加の上限枠として設けられます。

ここで、これ5年のケースを想定していますので、6分の5としておりますけれども、建物につきましては、もともと実際に家が壊れている場合には、その6分の6まで、上限まで払われると申し上げました。移住の場合には、これ今空欄になっておりますけれども、これちょっとバランスをとるという観点から、ここも追加で今ちょっと支払うこともあわせて検討しておりますので、この絵では空欄にできておりますけれども、これも基本的には対象外となっているところを対象とできないか、今引き続き検討しているところでございます。

それから、上の宅地に関しましては、ちょっと数字が細かいので、ここではそれぞれ1個1個は追いかけませんけれども、面積、単価、それぞれ例にとって、差額が生じた分の75%、この場合は移住の場合だけが設定されます。もとへ戻られる場合には新しい土地をお求めにならないので、これは対象にはなりません。この場合は、したがって、6分の5との差はそれぞれ左側も右側もあいた状態ですので、ここは先ほどちょっと申し上げた、今検討中というところでも対象とはしておりません。

それから、一番上がその他としておりますけれども、これは家を買う場合に税金とか、登記とか、そういうような諸費用が必要になる、また設計等も必要になるということで、これはそれぞれの家のケースによって違いますが、700万円程度と書いてありますけれども、こうした諸費用等でこうしたものも想定しております。なお、一番右端の帰還の場合で建てかえるという場合には、建てかえる以上は必然的に解体費が発生いたしますので、これについては実費が発生するというふうに想定されておりませんので、その分についても実費の賠償を行う予定でございます。

次の7ページをごらんください。先ほど申し上げましたいろんな概算賠償に必要な書類がいろいろあり得ると申し上げましたけれども、判こなり印紙なりをついたものということが基本になって、余り架空のものはいけないのですけれども、書類の名称自体はいろんな場合あると思いますので、柔軟にこの辺も対応していきたいと思います。また、下には確定賠償に必要な書類ということで、領収証等で最終的にはお支払いをするということでございます。

なお、今私移住と帰還と申し上げました。移住の場合には、紛争審査会におきましては、就労の理由、または医療上の理由、それからお子さんへの影響が具体的な例を挙げられております。実際の運用に当たりましては、被害者の方がその新しい場所へ移ろうというご意向を、これはもう最大限尊重するつもりにしておりますので、基本的には移住の意向のある方についてはこの賠償の対象となりま

す。また、帰還される場合でも、もともとのおうちを修繕して使われる場合もあるかと思いますが、一方で動物の被害等でかなり傷んでしまって、どうしても建てかえざるを得ないという場合にも、汚損が半分以上ということを指針上書いておりますので、実際にどの程度の汚損かということは写真等で示していただぐつもりはしておりますけれども、これも最大限ご意向を尊重する形で、帰還した場合の建てかえも含めて賠償の対象としたいというふうに考えております。

それから、ここまでが持ち家の方ですので、金額ある意味では大きい賠償になりますが、次に8ページに、従来が借家だった方の賠償の概要を記載しております。借家の場合には、指針上はある一定期間を過ぎれば、もともと家賃をお支払いだったということから、差額がどうしても発生する分についてお支払いをするというのが基本的な考え方なのですが、今回移住と帰還ということで、やはり富岡から別のところへ行かれた場合に、例えば郡山でも、あるいはいわき等、いろんなケースあると思いますが、家賃の差額というのが発生する場合が十分想定されます。その方々について、指針では目安として8年分の差額を払うように記載がございます。8年分ですから96カ月分の家賃の差額をお支払いするということと、あと礼金等の一時金が発生することもありますので、それらをまとめてといいますか、8年分を定額でお支払いすることで今考えております。指針上も都市部の平均的家賃をある意味では上限として、その差額を払うということの記載がございますので、結論だけ申し上げますとというか、計算した結果だけ申し上げますと、1人世帯の場合は、先ほど申し上げた8年分で162万円、それから世帯人数がふえるごとに61万円を加算という形で示しております。

一方で、もとへ戻られる方は、従前の借家への入居が可能であれば、家賃は基本的には変わらないと、また双葉区域の中で家賃差額が発生しないという前提で、こちらについては家賃差額は発生しませんが、ただ礼金等は発生する場合がありますので、それにつきましてお支払いするということで10万円、プラス1人増加ごとに1万円という形でお示ししております。

なお、この帰還か移住かというところが、全くもとの家へ戻る場合もあれば、いろんなケースありますので、何をもって移住といいますか、家賃差額が発生するかというところについては、いわゆる避難指示区域の中か外かで区別をするということにしております。ちょっと極端な例で申し上げれば、富岡にお住まいであった方が楢葉へ戻られる場合は、これ区域内ですので、差額は発生しないという前提。もちろん郡山やいわき等、避難指示区域外であれば発生するという前提で、基本的には家賃差額の賠償を行うところの区域は、避難指示区域かどうかということで決めております。

以上が住居確保損害について申し上げましたけれども、後ほどご質問等も受けながら、詳細な部分お聞きいただければ再度説明を申し上げたいと思います。

続きまして、資料2に入ります。これは、第四次追補の中で、事故後6年後以降の精神的損害の賠償がどうなるかわからないということに対して答えた部分でございます。従来の慰謝料としては、震災後、事故後から第二次追補までで最大600万円の、プラスそれ以前のを合わせて750万円の慰謝料が払われておりますけれども、今回は将来分も含めて、また生活費の増加費用は含まないという形で、

700万円の追加の慰謝料が帰還困難区域等については支払われることになっております。これにつきましては、既に東京電力が報道でもお知らせしておりますとおり、今月中旬以降お支払いができるよう、受け付け開始ができるよう準備をしているところでございます。

それから、もう一つ紛争審査会で議論されましたのが、相当期間の設定でございます。資料3をご覧ください。最後、10ページでございます。この相当期間は、先ほど申し上げたとおり、解除の後相当期間経過後は賠償の対象とならない、逆に言うと、相当期間の間は精神的損害や避難費用の賠償は継続されるというものでございます。今回は、この相当期間について1年間ということで審査会で議論されました。下に書いてあります「中間指針第四次追補の考え方」というところにございますが避難指示区域の相当期間は云々とありますとおり、4つ考慮事項を書いてあります。避難生活が長期にわたり、帰還するには相当の準備期間が必要であること。また、節目となる時期に帰還することが合理的であること。解除については、県、市町村及び住民と十分な協議が、その解除に先だってということだと思いますが、協議が行われているということ。住民としても解除時期を予想して、解除前からある程度帰還のための準備を行えること等。これらを考慮して、1年間を当面の目安としております。当面の目安として「1年間」と書いてありますが、それ以後につきまして、個々の別の事情がある場合、個別対応が行われるということで指針上も書いてあります。具体的にADR等で認められる場合もあるというふうに考えておりますので、全部が全部1年間で終わりというものではありません。

なお、相当期間につきましてはこれより前に、避難指示ではございませんが、緊急時避難準備区域の相当期間定められておりました。これは、震災事故直後の比較的早期に区域解除がされたということ等々もありましたが、11ヶ月の相当期間が設定されておりました。今回は、1年間ということでございます。

ちょっと駆け足になりましたが、私からの説明は以上で終わります。どうもありがとうございました。

○委員長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） まず、6ページのところの建物のところなのですが、時価相当額と想定新築価格というのがあると思うのですが、この新築想定価格の設定の仕方というか、そういうものがちょっとわからないので教えていただきたいと思います。

あともう一点は、9ページ、将来も含めた一括慰謝料というところなのですが、今帰還困難の方は第四次追補で700万円分一括でいただけるということですね。この数字だけ非常に踊ってしまって、町民の間では、片方は700万円もらっている、でも片方は600万円もまだもらっていない状況になっているので、その辺の非常に差があってしまっているのはすごく問題になっているのですが、そのあたり、それ以外の部分ですね、帰還困難以外の地域の分に関して、ある程度の一括請求みたいな賠償を

していただきたいと思っているのですが、そのあたりの考え方について教えてください。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） まず、想定新築価格につきましてですけれども、実際の……一番わかりやすい言い方は、東電から財物の請求書類が来ていると思います。その中に、新築の価格と償却後の価格というのが2つ示されているかと思います。ただ、それはもう東電のほうへ請求書類ごと送られている方もいらっしゃるので、手元にない方もいらっしゃるとは思いますけれども、簡単に申し上げると、そこに書いてある数字なのですが、概念的に申し上げると、例えば土地はちょっと別として、建物を3,000万円で建てましたと。その後償却が進んでいきますと、さっき申し上げた例で言えば4割まで落ちています。ですので、新築時の価格を現在の価格に直したものというふうに考えていただくのがわかりやすいかと思いますけれども、例えば固定資産税の評価額などの場合も、一番最初の金額があって、そこから減価償却した後に對して税率がかかっていますので、その新築当時の価格の物価補正をしたものというふうに考えていただければと思います。

直近に建てられた方で領収証がある方であれば、これ東電の個別評価の中で、その金額が払われている方もいらっしゃいます。そうでない方は、東電のこれまでの計算方法だと、固定資産税評価額から逆算していったケースと、それから床面積当たりの単価を掛け算して、例えば平米当たり15万円ぐらいだったと思いますけれども、それが新価の形で、どちらか高いほうを選べるようになっていたと思いますので、その高いほうというふうに考えていただいても結構です。いずれにしましても、従来財物賠償のときの既にお支払いしているのは減価償却後の金額ですけれども、それを何割分か戻した金額というのが想定新築価格です。新しいほうで家を建てるときの金額ではございません。もとの家の想定の新築価格でございます。

それから、2点目の一括慰謝料の件でございますけれども、今回の第四次追補の考え方方が、帰還困難区域については、先ほどちょっとさまざまな考慮要素申し上げましたけれども、当面解除が見込まれないということで、その将来分に対してもまとめてお支払いするというのが今回の趣旨でございます。それ以外の区域につきましては、ある意味では従来の形の精神的損害の賠償が続く形になっています。したがいまして、避難指示の継続する間、それから相当期間も付加した形で継続するということになります。

逆に、700万円のほうは、これは解除ということが当面見込めないという観点から、相当期間という考え方にはもうございません。したがって、もとへ戻りますが、居住制限と解除準備のところにつきましては、今後、もちろん富岡につきましては解除されていない段階ですので、月10万円の慰謝料が継続してお支払いされ、その後相当期間についてお支払いされるという形でございます。帰還困難区域以外の一括の慰謝料という考え方には、この今回の四次追補の中には含まれておりません。

○委員長（渡辺英博君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） まず、想定新築価格ということはわかりました。また改めてアナウンスしていただければ、よりわかりやすいかなというふうに思います。

今、将来分を含めた一括慰謝料の件ですが、内容は存じ上げておるのですが、やはり生活再建をする上で、まとまったお金が入ってくると、非常に移転というかしやすい状況になると思うのです。実際は、もちろんまだ除染の時期とかも確定ではないと思いますので、なかなかそれを判断するのは厳しいというのはわかっているのですが、やはりいきなり700万円、もっとそれ以上の金額の差額がついてしまっていると、片や生活再建に向けて一歩も二歩も踏み出せるのですが、居住制限とか解除準備区域のほうでは、また先が見えない中、何年も何年も待って、それからその後にどういうふうにするかというふうに、非常に時間がかかってしまいます。そのあたりで非常に心配しておるので、ぜひ700万円全部とは言いませんが、ある程度一括して金額を出していただくようなことを考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 今のご指摘はある意味ではそのとおりだと思います。

ある意味ではと申し上げましたのは、実は今回の紛争審査会での議論は、新しい生活を目指していくべきときの考え方として、慰謝料でもってつくるということではなくて、やはりまず住居の確保というのが最大限必要だろうという形で、先ほどちょっと私るるご説明をしましたが、古い建物であっても、その新価に近いところまで持っていくというのは、従来の賠償の考え方とは大分違う考え方です。そこに関しまして、まさに新しい住まいを確保していただいて、新生活を踏み出していくことでございますが、一方で、精神的損害に関しましては、やはりあくまでそこは慰謝料という考え方ですので、おっしゃるように前もって払うということが、全部で幾らもらえるのだということがわかれれば、その財源の中でいろんなことは考えやすいということは私としても理解するところではございますが、一方で、それを慰謝料という形でお支払いする上で一括で払うのは、従前の解除見込み時期までの形でお支払いしておりますけれども、今後の解除ということで、今後のことに関しましては、やはり解除が見通せている中で、その範囲で時間とともにふえていく分が払われるという考え方でやっておりますので、いただいたご意見、私も実は共感するところは多うございますので、ちょっと我々として何かできることがあるならば、引き続き検討はしていきたいと思いますが、少なくとも指針の考え方、あるいはきょうお話しする内容の中にはそれは入っておりません。

○委員長（渡辺英博君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） その考え方というのもすごくわかっているのですが、今先ほど土地が3万8,000円、平米当たりということで、10万円から12万円という形で賠償になっていると思うのですがそれだと今いわき市であるとか郡山市とか、結構もっと土地が高いところもありますし、そういうところを考えますと、やっぱり精神的慰謝料も使って土地を購入、また住宅を購入というようなこと

になろうかと思うのです。だから、そのあたりももっとちょっと柔軟に、もっと幅広く見ていただけるようにしていかないと、なかなか本当に新しい生活にしていけることはできないと思いますので、そのあたりもぜひ、次まだ追補があるかどうかわかりませんが、そういうところも見ていただきたいなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） ちょっと確認させていただきたいのですけれども、そういう説明があったところをなおかつで申しわけないので、まず居住制限と避難指示解除の移住に対する相当な理由というところで、今そういう相当な理由ということではなくて、富岡町の場合は居住制限と避難解除準備の人で移住を望む人には全て対象になるというお話があったのですが、それをもう一度、それで間違いないのかというか、説明の中ではなくて、ちょっと確認をお願いします。

それから、これは第四次追補をしているときにも話をしたことなのですけれども、今この1ページの資料1の概要の対象者というところでいいのですけれども、「持ち家に居住していた者」というふうに書いてあるのですが、実際に内容は持ち家に居住していた者で、夫婦で登記をしているとか、最近建てて、親子ローンで、親と子供で登記をしているという人は持っているのですが、実際にそういう人は非常に少なく、現実的には居住建物を持っている人にしか出ないという状況になっているのですけれども、いろんな状況で世帯が分かれてしまう、1家族で住んでいたのですけれども、親世帯と子供世帯が分かれてしまう。ですが、従前は親の建物、当然通常でいくと親の建物にそのまま子供が住んでいるということになるわけですけれども、その場合に子供の世帯には何も出ないです。そういうところはどういうふうに考えているのかということを、2つちょっと回答お願いします。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 1つ目のところでございますけれども、先ほどご説明申し上げました就労、医療等の理由から移住が合理的な者と、これ指針には書いてあります。この下の自己申告というふうに、きょうお持ちした資料、ここがポイントでございまして、議論も含めてちょっと申し上げると、今回の賠償は、今後の町のことを考えれば、やや移住にドライブがかかりかねないところです。これは、紛争審査会でも、もしかしたら文部科学省の人間が説明したかもしれませんけれども、その懸念もございました。ただ、やはりそれも踏まえても、どうしても移住される方もいらっしゃるということから、ここは柔軟に運用すると申し上げたとおりでございます。ですから、実際の請求書類上、こういう書類が必要だとか、あるいはそれを東電が審査してぎちぎちとやるという考え方を持っています。ですので、ここに自己申告と、多分運用のところが皆さんご心配だと思いましたので、きょうの資料にも自己申告という形で考えているとのをご説明をした次第でございます。

ただ、それは逆に、帰還される場合の家の建て直しも含めて、そこは柔軟に対応していきたいと思いますけれども、その分やはり費用が発生していない段階でそこを緩めてしまうと、お金だけもらっ

てということになりかねないので、立てかえはないように、しかし実際に発生すると、費用に対してというところの原則は、そこはやりたいというふうに考えております。

それから、2つ目の点は、広く言えば世帯分割のことだというふうに考えております。それで、今回の四次追補の住居確保損害は、住んでおられて所有されていた方が基本です。一方で、その世帯が別々のところへ行かれる、あるいは移住もされるけれども戻られる場合もあると。いろんなケースが出得るのですけれども、根っここのところに、初めのこの資料でご説明しました4ページのこの資料にもともとは皆さんお住まいだった状態なので、この家にくつついで賠償の上限枠を設定して、その中で分けていただくということになろうかと思います。2世帯分必要だとか、いろんなあるかもしれませんのが、やはりもともと大きな家で複数家族でお住まいであった方が別々のところへ行けば、ある程度やはり小さいところにならざるを得ないと。戻られる場合の修理費も、ある程度は発生するかもしれないけれども、別のところでも発生するということについては、この上限額の中でやりくりをしていただくということで考えております。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 1番目の自己申告ということは大変ありがとうございました。ここ一番心配していたので、先に言っていただいて、非常に助かりました。

今の世帯の分離ということなのですが、もともと広い家に住んでいた状態で分かれているという場合もあるのですが、普通の状態で1階と2階、普通の40坪ぐらいの家で1階と2階に分かれてという人も結構たくさんいるわけです。町民の人口割からすると、やっぱりもともと家から出た人も多いのですが、人口的に言うと少ないかもしれないのですけれども、やはり昔ながらのようにその家にいて、その家に住んで、家にずっといこうという世帯があるのですけれども、古い家と同じで、そのところがなかなか助けてあげられる部分がないと。

それに関連してなのですが、8ページに借家の賠償概要というのがあるのですけれども、例えばこの借家の賠償のところをちょっと運用していただいて、当然親の家に住んでいた人とか家族の持ち家に住んでいた人は、家賃はゼロなわけです。実際に新しいところに、もう一回借家ではなくて、うちを買うとか建てるとかというようになったときに、ゼロということではなくて、今分けなさいと言ったのですが、分けるのは実はそんな簡単なものではないのです。現金を分けるということは相続になってくるので、なかなか相続というのは住んでいた人だけではなくて、お嫁に行った人、外に行つた人いるので、それはちょっとなかなか簡単にはいかない。そういうことを考えていったときに、この借家の規定をきっちり考えていただいて、ゼロのところに住んでいた人が新たにするときに、家賃の範囲内ですけれども、借家ではなくてうちを買ったりした人にもある程度補助ができるような形というのは考えていくことができないかということで、ひとつちょっと考え方としてお聞きしたいのですが。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） ちょっと借家のほうに関してもそうなのですけれども、前半お話があった中で、やはり比較的古い大きな家をお持ちだった方で、それでなるべく本当は一緒に住みたいのだけれども、やっぱり別々のところへ行かざるを得ないと。

それで、実は今回の四次追補の考えが結果的に生じることなのですけれども、先ほど私このグラフをお見せいたしました。実は、古い大きな家の場合には、もともとの財物賠償はやっぱり少なかったのですけれども、この差が非常に大きいです。それで、特に先ほど私計算方法申し上げましたけれども、面積当たりの単価を使うと、かなり大きな金額になります。それで、あと土地代の差額に関しましては一定の上限がはまっているので、それは広い家と広い土地というのはある程度バランスはあるのかもしれません。ですが、この250平米というのがもとお住まいだったところと比べれば小さいのかもしれませんけれども、数十坪の後半ぐらいまではいきます。そういう意味では、広い大きな家で割と古目のところにお住まいだった方は、今回の追加賠償によって受け取れる金額はそれなり大きなことにはなっていると思います。ただ、それでも、では倍もらえるかといったら、それはもらえないでの、そこは多分意見がまだ食い違っているかもしれません、私もこれ何回かいろんなモデルケース計算しまして、古くて大きな家ほど比較的追加額が大きいなということは実感しているところでございます。

それから、2つ目の借家のほうの考え方なのですけれども、従前の家族が、例えばお父さんが家の持ち主で、家のほかみんなが借家人だとみなせるかというと、それはさすがに無理だと思います。世帯が全然別で、本当に間借りをされていた方がいらっしゃれば、私先ほどちょっと上限と下限の話申し上げました、借家の場合、上限がありますと。下限のほうも、下限といいますか、従来払っていた家賃の差をとるのですけれども、間借りの場合は恐らく賃料非常に安いので、その差が大きければ、それは追加で払うことができるのですが、家族を賃借人とみなして、それをお支払いすること、これは申しわけありませんが、できません。ですので、やはり家族が分割して、それで2軒分建てなければいけないとなるとすれば、やっぱりそれはちょっとやや小さ目のものにしていただくか、片一方はやっぱり中古にしていただくとか、そういうことで工夫していかないと難しいかもしれません。

ただ、ちょっと繰り返しになりますけれども、もともと大家族でお住まいになったところに関しては、財物賠償との関係で言えば、もう金額は多いですし、その一定の広さというのは十分考慮されている内容かとは思っております。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 農家のよう広い70坪、80坪のような家の人は助けられた。そういう人、100年も前のとか、70年も前の人たちはこれで助けられたのは今おっしゃるとおりなのです。だけれども、それも実は特殊な状態であって、実際には、先ほども言ったように40坪ぐらいの家に住んでいる人もいるわけで、その辺のところがなかなかうまくいかない。今間借りをしているという話がありました

家族、親類間の間借りだと、当然契約書とか家賃は実際にはないわけですけれども、そういうときにも世帯が別になつていれば、それがオーケーということなのかということを最後にもう一回確認と。

あと、委員長、済みません、この四次追補ではないところの質問というのは、ほかにその他がありますか。

○委員長（渡辺英博君） その他設けます。

○3番（遠藤一善君） では、そのところ、今のところで、そういうような形がとれるのか。小さい家、40坪ぐらいの家で世帯が分かれなければならなくなってしまった人たちに対して、これがはじいてみたときに、僕がはじいた限りでは、とても中古でも無理な状態になると思うのですけれども、家の人に出ているわけなので。それと、先ほど言ったような贈与の問題、そういうことはどういうふうにかかわってくるのか、ちょっと最後にお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 先ほどでの、間借りというか賃借人として当たるかどうかのところは、通常だけではやはり家族なり親戚のという形でも、賃借と判断して、この別の払うというのは、私は難しいと思います。

ただ、ちょっと今伺っていたケースで、別世帯とかいろんな言葉が出てきているので、ちょっと思い違いがあるといけないので、私は基本的には難しいと、無理だとは思いますけれども、ただ明らかに別世帯で賃借していたようなケースであれば、それはあり得るとは思うのですけれども、ちょっと限界値が今どこにあるか明確に言えないまま、払えますというふうにお答えするのは、僕は原則はだめだと思いますので、ちょっとその辺までのお答えにしておきたいと思います。

それから、贈与の話については、もともとの家の所有者が新しいところで確保するということですので、やはり原則的にはその所有者にお支払いをするべきものだと思います。一方で、実際の購入名義の領収証なりがお子さんの名前で今回は建てましたということについて、今回の請求の中で、登記の名前の確認とか、そういうことはやるつもりはありません。ただ、負担された方がどなたであるか、その名前はそれなりに必要なので、仮に息子さんのお名前で登記が結果的にされるものであっても、親子の中でそういう金銭の負担は誰がやったかというところはご事情はお伺いすると思います。それをぎりぎり全部明らかにしていけば、おっしゃるように贈与に当たる場合があるかもしれませんので、そこはちょっと賠償のほうからそれを突っ込んで明らかにするというつもりはないにしても、事実上贈与に当たるのであれば、税金の問題は発生し得ると思います。

ただ、繰り返しになりますが、賠償のほうでは、今回ご請求いただいた方が実質的に最終的にその人が負担をしているということがある程度明らかになれば、ある程度といいますのは、領収証の形が一番だと思いますけれども、それが明らかになれば、その方へお支払いするような形になると思っております。

○委員長（渡辺英博君） 議長。

○議長（塙野芳美君） 今の3番委員とちょっと関連するのですけれども、ですから1つの建物に親子で住んでいたと。でも、住民票の上では世帯分離されていたと。親子ですから家賃取っていませんよね。借家になつていなければ。それで、その持ち主である親はともかく、うちを買おうが何しようが別として、そこにいた自分の子供たちの家族、世帯分離していた家族が、避難指示区域以外で今度借りなくちゃいけないわけです、仕事とか、子供の学校とか。それもこの借家のあれば適用にならないのかどうか。そもそもとは借家人……というか、正式な借家人ではないのですよね、親子の間ですから。ですから、それがそういう状況の中で借家人になったときに、この借家の賠償の対象になるかどうかというのが1つが今関連で。

ついでにあと2点確認したいのですけれども、もう一点は、4ページで同一地番の宅地にあった場合には全て対象となっているのですけれども、これ例えばここにある離れと母屋の間に、幸か不幸かこういううちょうど境界があつて地番が違ってしまう、建物はこういうことで同一敷地みたいな顔をしているのですけれども、地番が違うと。そうすると、登記上は地番違うのですけれども、それも該当になるのか。というか、解釈としてどうするのか。

最後にもう一つ、1ページの右から2番目の自己申告で、「写真による汚損状況申告」ということなのですが、これ例えば小動物のふんとか尿とかというものはもうほとんどの人は片づけています。それから、カビとか腐ったというのも片づけています。写真を撮ることは不可能なのです。そういう場合、どのようなやり方があるのか。この3点をちょっと教えてください。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） ちょっと今はまさに正式な借家人でない借家人というのはどういうものかと、そこをきっちり議論しないと、いいとこ取りだけして、これは払えますというのは、私非常にちょっと危ないと思いますので、きょうちょっといただいた問題意識も含めて、今後実際にもう少し請求書類つくるときとかに考えていくたいと思います。ちょっと今の状態で、まず借家人でないならば、つまり賃貸契約も何もない状態であれば、それはやっぱり同居家族だとは思いますけれども、別途先ほどおっしゃった、住民票が別々で、それで入り口も別々なのかもしれませんけれども、そういう場合の限界事例がどうなるか、ちょっともう少しこれは考えたいと思います。考えたいと思いますというのは、ルールちょっと決めておかないと、そういうのが出てきますので。

だけれども、今回の基本はやはり、所有かつ居住していた一体の方々が別のところへ行くのであれば、それはたとえ分割されたとしても、一つの中でやってくださいというのが基本ではありますけれども、従前の住まいが法律的には使用貸借に当たっているような場合、借りているけれども、事実上住んでしまっているというようなのがちょっとどこにあるかの線引きだと思いますので、今すぱっと答えるのは、どっちかと言うのは楽なのですが、運用と異なつてもいけないので、ちょっときょうは持ち帰らせてください。

それから、2つ目の同一地番の件なのですけれども、離れと母屋の間に地番の線が入ってしまうとこの離れって居住用かどうかというところがちょっとひっかかって、今お聞きしたときにはひっかかったのですけれども、基本的には今回は居住用のものが対象ですので、離れが居住用で使っているとつまり別荘扱いになっていなければいいのですけれども、課税明細も別で、それで地番も別だとすれば、2カ所居住していることになると思います。ですので、その場合は、離れは僕は対象外だと思います。

ただ、それは地番が別で……同一敷地の中で、もう一体的に建物がつながっているぐらい住んでいるところで、地番が別々というのってそんなにありますか。

〔「あります」「それこそ地番がまたがっているうちだってあるんですから。地番だけで区切るのは危険なんですよ」と言う人あり〕

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） ちょっとそれを実態に合わせてどこまでできるかですけれども、原則的にはやはり一つの地番の中でお住まいになっているというのが原則でせざるを得ないと思います。地番が離れている場合に、要は別棟、別宅扱いと同じことになっていないかというのがちょっと心配になりますので、その場合は今回の対象外となっておりますから、地番が基本的に別々であれば僕は別々だというふうに思います。

ただ、実際の運用上、そういうのが出てきた場合に、連続している場合はいいけれども、離れた場合はだめとか、そういうのがとり得るかどうかも含め、ちょっと考えたいと思います。もし具体的があれば、またちょっと教えていただくと、僕らも検討するときの材料になりますので、イレギュラーな、普通の扱いではない場合に、どういうことができるかというのもちょっと念頭には置きます。

それから、最後、写真のことですけれども、全く写真がない場合にどうするか、多分お話は伺わざるを得ないと思いますが、今現在、やはりきれいになっていても、建てかえたいという方がいらっしゃれば、それは対象としてできるようにしたいと思います。写真のところが、実は我々も掃除してしまったとか、あるいは場合には解体してしまっているような場合もあるので、そういうことも一応念頭には置いておりますので。一方で、なるべく写真撮ってくださいとかというのは、家財の個別のときもありますので、写真お撮りになっている方が多いのではないかと思いますが、どうしてももうない場合、あるいは建物そのものがない場合も含めてちょっと考えておりますので、それは柔軟にやりたいというふうに思っております。

○委員長（渡辺英博君） 議長。

○議長（塚野芳美君） では、今の逆でいきますけれども、写真の話はあれとしましても、実際これは、ですからそういうことで、森本さんのような方が東電の相談窓口でみんな対応してくれれば、それでうまくいくのですけれども、そうではない担当に出くわしたとき不幸なことが起きますので、その辺が統一されて処理されるようにぜひとも指導していただきたいというのと、それから先ほどの離れの件ですけれども、これは都会ではないでしょうけれども、田舎の場合は母屋があつたり、隠居屋

があったり、離れがあったりという中で2世帯、3世帯が住んでいるという実態はあるのです。地番が切られているものもあるのです。ちょっと私不規則発言しましたけれども、地番にまたがっているうちだってあるのです。ですから、生活の実態というか、建物の使用実態を見て判断されるよう、だから要は実態に合った判断をされるようにしていただきたいというのが1つ。

それで、くどいようですけれども、親子でね。例えばもっと極端な例を言えば、母屋プラス自分の親の貸し家に入れていたけれども、子供だから家賃取っていなかつたと。実は東電の賠償のときにやろうとしたならば、そんな後からつくった領収証なんか認めないと、契約書認めないとという話があつたので、だから実際に世帯分離している、そういう世帯があったわけですから、ですからその辺どこまでやれるのかはっきりしてほしいのです。ただ切り捨てるのではなくて、できるだけ救う方向ではっきりしてほしいのです。いかがでしょう。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） まず、私が拠点に行って、私も仕事しなければいけないぐらいのあれだと思っておりますので。

ただ、この考え方は、東電としょっちゅう打ち合わせをしている中で、これつくってきておりますし、彼らも地元で展開する上で、なるべく簡単なルールでやろうというのは考えておりますので、特に審査するところが先ほどの移住や帰還の判断も含めてやることになると思いますけれども、これは統一できます。

先ほどの親子の場合は、先ほどから考えているのですが、事実上そこに住んでいる息子たちがいた場合に、1階、2階であれば、建物全体がお父さんの持ち物だから、それを分けてもらわざるを得ないと思いますけれども、地番が分かれて離れてそこに住んでおられる場合が、お父さんの住居確保損害の対象にならない可能性があるから、その場合には逆に賃借人扱いをするしかないかもしれません。つまり息子さんたち夫婦が、夫婦なのか、お子さんいらっしゃるか、その方々が住んでいる実態が、お父さんの居宅の中に住んでいるのか、お父さんが貸している、賃料は契約書ないかもしれないけれども、貸している、使用貸借とさっき申し上げましたけれども、そういう実態かによって一応線は引けるし、契約書はないかもしれないけれども、息子さんたちが事実上借りてしまっている、そういう場合には賃借のほうの賠償の対象にするというのは一つの考え方だとは思いますけれども、ちょっと先ほど申し上げたとおり、ここで中途半端なことを言っても、東電の拠点が言うこととまた違ってもいけないのでちょっとこれは持ち帰らせてください。

○委員長（渡辺英博君） 8番、黒沢英男君。

○8番（黒沢英男君） 請求の適用時点なのですが、この賠償の概算賠償はわかるのですが、確定賠償の請求の際ということ、7ページもさることながら、いつの時点からこの確定賠償の、例えば富岡町は25年の当初には、もう富岡町には29年3月31日まで帰還できないですよというふうに明確に打ち出されているのですよね。ですから、早い人では、24年の後半とか25年当初にもう契約して、もう新

築している人も中にはいるのです。だから、この請求の範囲というのはいつの時点から起点が始まるのか、どうなのか。

それと、例えば宅地建物を再取得される場合ということで、郡山とか、東京とか、いわきとかに移住される方というのは相当数いると思うのです。もう既に移住している人もいるのです。この人、例えば全てが土地を買って新築しているというわけではないのです。中古住宅を購入して、七、八百万円リフォーム費用をかけて購入、移住するという方もいらっしゃるのです。そういう方は、どの範囲まで適用になるのかどうか。この2点伺います。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） お答え申し上げます。

今回の賠償の対象期間は、基本的には事故後すぐからというふうに考えています。ですので、既にもう買ってしまった方、それは土地つきの場合もあれば……土地つきというか、土地買って上物建てられた方、あるいは建て売り住宅や中古住宅の場合にも一緒に買っておられる方もいらっしゃることは想定しておりますので、事故後購入された物件については基本的に全部対象にするつもりです。

それから、リフォームも含めていろんな時点が発生するということも、基本的な考え方は、事故後やっぱり早期に移らざるを得なかった方もいらっしゃると思いますので、基本的にはそれは全部対象にしようと考えています。請求書類の時点等も結局、先ほど私概算払いと確定というふうに言いました。これから買われる方は立てかえ払いが発生するのであいう言い方を申し上げましたが、既に郡山でももうお住まいをお求めの方もいらっしゃると思います。その方は既に領収証があるので、それをもって、もう最初から確定の賠償が受け取れるようにしたいというふうに考えております。

今時点の話が出ましたので、それに関連するのでちょっと続きで申し上げると、今回の賠償の請求については、いついつまでに絶対買えというのは設けるつもりは当面はございません。したがって、数年悩んだ後に買われる方もいらっしゃると思います。もちろん賠償の考え方として、それが10年、20年先までそういうふうにやったほうがいいかと、これはまた違う考えだと思いますので、今回新生活を切り出していただくという趣旨ですけれども、例えば解除までの間に買わなければいけないとか、事故後6年までに買わなければいけないとか、そういう締め切りというのも設ける予定はございませんし、一旦これ購入された後、しばらくは中古住宅を買われて、それで東電から一旦、さっきの財物賠償額を超えていれば、事故前価値超えているある程度の金額は受け取られたと。だけれども、上限枠にはまだ達していない方で、その後リフォームをされたいという方もいらっしゃるので、引き続いて請求される場合には、精算ちょっと待っておいてくださいという状態であったら、それはそれでホーリドもできるような形、運用は考えていきたいと思っておりますので。ちょっと今の前半のご質問との関係で私答えていいかと思いますが。

○8番（黒沢英男君） ありがとうございました。十分説明を聞いて、半分以上理解しておりますか

ら大丈夫です。ありがとうございます。

○委員長（渡辺英博君） 4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 私1点ほど聞きたいのですが、資料3番の相当期間の設定について、これ1年という形に出ているのですが、その前の資料2に一括慰謝料という言葉を使っているのですけれども、本来慰謝料というのは加害者側と被害者側が双方理解して決めると。今のところ、この状態でいうと、一方的に提示されていくということで、10ページのほうの相当期間1年という設定を、これも一方的にされているような状況である。それともう一つ、その後に個別的対応。では、これ何聞きたいかというと、富岡の場合は、先ほども出ましたけれども、借り家にいる高齢者の方たち、また自分の土地を持っていなくて、基本的に財物と精神賠償で頼りになって今生活している人たち、また実際に言うと、就労賠償も終わってくる状況において、頼みがこの慰謝料に当たるその相当期間の補償プラス個別だと思うのです。そうすると、できれば相当期間の時期の1年という、その査定が正しいものなののかということと、あと個別的にも高齢者の方たちは個別といつてもどういう範囲だ、どういう形なのかというのが前から出ていない、やっぱりこれは出すべきではないかと。これだったらしばらく安定した生活が持てるということが本来の慰謝料であると思うので、その点どう考えていますでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 賠償の基準が一方的だという点に関しては、きょうこうやってご説明している内容も、我々のほうからご説明をしてしまっているので、ある意味で一方的だと言わればそのとおりです。

ただ、紛争審査会の、まさにこの見出し、タイトルにあるとおりなのですけれども、やっぱり東電が実際に賠償するに当たって、範囲の判定に関してルールなしではできないことから、まず国が定め、それから賠償を行う上で東電からの示談の条件としてこういう形でお示ししているという形があることから、それはある意味ではこちらからお示ししているという意味で一方的といえばそのとおりです最終的にそれが一方的でないものが何があるというと、相対の交渉なりになりますけれども、相対でやつていてもらちが明かない場合が紛争解決センターと最終的には裁判というので、第三者が入ってくるので、両方の言い分を聞いて決めるというのは一応裁判なのですけれども、その手前でなるべく、多くの方がいらっしゃるので、お示ししなければいけないことから、まずこちらからお示ししているというところについてはご理解いただかざるを得ないと思います。

それから、相当期間について、これが正しいのかと言われれば、きょう私も資源エネルギー庁の立場として来ておりますけれども、まさに避難の解除がなされた後、相当期間経過後は賠償の対象とならないというのがまさに指針に書いてあることなので、指針と東電の立場というのは、やっぱりそこはちょっと違っていて、まさに原子力損害の範囲の判定に関して、元裁判官も含め、弁護士や法律の専門家が入って、このぐらいがやはり範囲だということで決めているので、ちょっとその正しさにつ

いて、私としてはそれ以上は間違っている、あるいは正しいの判定を一行政官が言うわけにはいかないと思っております。

ただ、実態的に、先ほどおっしゃった毎月の10万円の慰謝料が生活のあれになっているということに関して、実際問題そういう要素はあるなというのは私も感じます。結局のところ、それは避難状態が、今はまだ指示が出た状態なので、そこから先、解除がされて、戻れるような状態になったときに、それでもなおかつ従前の生活と明らかに違いがあるということになれば、それは相当期間という考え方なのか、別の形の損害認定ということになるのか。少なくとも今の考え方では入っていない状態なのですけれども、それはある意味で復興政策も含めて考えていかなければいけない問題として将来出得るものだと思っておりますが、ちょっとそれ以上、私が今、こういう形で続けますので、どうぞご安心をと言う状態ではございませんので、答弁としてはその程度までしか申し上げることができません。

○委員長（渡辺英博君） 4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 私は国で決まった期間の相当期間というのは確かに理解できるのですが、私が思う相当期間というのは、はっきり言えば期間が決まった時点でおののの町民の立場があるわけです。その立場を思った個人対応的な相当期間をつくるべきではないのかというのは、私前から思っているのです。今回一応1年は全体的にやりますよと、あと1年は個別でやりますよではなくて、その時点でもう用途的、年数的、また高齢者なら年齢的なものを含めたものをつくるべきではないかと思っているのですが、どうでしょう。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 個々の方の事情を一つ一つ伺って、その上で相当期間を決めるという考え方と、それから今おっしゃったように、例えば高齢の方はこれぐらいの期間というようなのと、段階的に幾つかあると思いますが、ただいずれにしても、何かの目安、ルールは必要になってくると思います。

実は、それは個々人によって違い得る、あるいは場合によっては地域によっても違い得るかもしれないのですが、それを含めて指針においては一応当面の目安として1年間というふうに定められておりまので、今委員がおっしゃった、本当に一人一人のカスタムメイドでいくのか、それとも運用上のことも考えて、人による差はあるけれども、一旦はやっぱり基準として決めているというのが今の指針の考え方だと思います。それを最終的に一人一人判断していくとなると、個々の事情のしんしゃくということになりますので、私はそれは個々の判断を求めるということであれば、ADRなり、そういうところへ結局のところへ行かざるを得ないのではないかというふうに、これは私の考えでございますので、そういうことになろうかとは思いますけれども、紛争審査会なりでさらに議論がなされれば、別途の考え方もあり得るかと思います。

いずれにしても、第四次追補の中では、そうした個々人の差はあるけれども、まずは当面の目安と

してこう置くというふうになっております。

○委員長（渡辺英博君） 4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 一応それはわかるのですが、これも先ほど言わわれていますが、一つのたたき台みたいな形になるのだと思うのですが、そのたたき台つくる上では、やっぱりいろんな状況は全部完備をしながらつくるべきだと思うし、穴があいたらやっぱりそれはどこかで押し詰めなければならない。だから、それはもちろん考えた上と、とともに、よく町民から言われるのですが、ふだんだったら別にこんなところで金かかって住んでいるわけではないのだよと。実際にはいろんな状況、お金が余り少ない方、多い方、関係なく、いろんな地域に糧があれば、得て、生活に対しての得ているものいっぱいあったわけなのです。それが新天地において、また今の状況、避難しているにおいて、においてですね、できないから、精神賠償、まずは慰謝料という形に当たるのだと思うのです。それがそれに沿えていないということは、やっぱりこれから考えていただかなければいけないと思いますので、その点は強く、これは考えていただきながら、やっぱり私たちは本来ここにいる人間ではないのです。それを事情的にいらされているわけですから、それは十分考えていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（渡辺英博君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 3ページの宅地取得費用の賠償についてなのですが、こちらの賠償は富岡の土地の額が移住先のほうが上まつて、それを賠償されるということだと思うのですが、この移住先の250平米を上限とするということなのですが、この四次追補が出る前に土地を取得された方、現金の少ない中、しようがなくて250平米以下、例えば200平米とか150平米の小さい土地を購入した方というのも多くいらっしゃると思うのですけれども、そういう場合、AからBを差し引くと、ゼロもしくはマイナスになる可能性があるのですけれども、そういった場合の対応として何かお考えありますでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 結論的にはございません。

それで、ちょっと考え方は2つあります。まず1つは、既にお買い求めになられたときに、少ない現金でやりくりされましたと。ということで、従来の財物賠償の例えれば範囲内であったとすれば、これは差額が発生していないので、したがって今回の住居確保損害においても財物事故前価値を上回っていないので、したがってその範囲ですから差額は出ませんという考え方が1つです。

ただ、一方で、では追加で土地を買われると、もし可能であれば隣の土地を買われるということであれば、それは広い土地になる部分については今回の対象となりますので、そうした範囲ではやりくり、プラスアルファのところは出ます。

さらにもう一步進めて、ではもともとこれだけの枠が昔からあるのわかっていたらば、その分現金

でくれという議論があり得るだろうというのは、これ我々も実は議論しました。これは、ちょっと結果的には、それは結論的にはできないのですけれども、そのできないの趣旨が、まさに既に買ったもの、あるいはその後追加で買ったものは賠償の対象といたしますけれども、やはり枠いっぱいいっぱいで現金でくださいということについては、さっきの費用の発生がないこととか、あるいはそれをずっと敷衍していきますと、要は家買う、買わないにかかわらず、公営住宅に入りながら、だからほとんどの財物賠償の範囲でやつていけるのだけれども、現金だけをお渡しするということになってしまふので、それはちょっと今回の四次追補の考え方にももとるし、ある意味では別の不公平も生んでしまうということから、枠いっぱいをお支払いするということはいたしません。

ただ、先ほどのご疑惑、ご疑問にお答えできているかどうか、ちょっと半分しか答えていないかもしれません、追加でお隣の土地を買われるのであれば、それは大丈夫ですということで対応していただければと思います。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 2点ほど質問させてください。去年の四次追補の前文の中には、きょう説明してもらったもの以外もあるので、それを若干含めて質問させてください。

精神的な慰謝料、これ帰還困難区域700万円というのは、居住年数に関係なく一律に定めていると能見会長のほうでは、居住年数を加味して、それは考慮してもいいというような文面があります。それは、今室長はどのように考えるかというものが1点と。

あと、きょうのこの建物賠償、本来であれば、建物の賠償は、富岡町にあった家を賠償してもらった金額で移住先で建物が買えるというのが理想なのです。ただ、いろんな、例えばいわきとか、郡山とか、県外とか、そういう場所に移転する場合には、精神的な慰謝料をもらって、それをプラスしないと買えないと、それが実態なのです。今室長の話を聞くと、その想定新築価格とは、移住先の新築物件ではなくて、今まで住んでいた家の新築価格だと、それは東電から送ってきた書類を見れば金額が入っていますと。当然東京電力が入れてくる金額というのは、一般的な坪単価で言うと、多分60から65万円くらいの坪単価で入っていると思います。今現在、ではその値段でよそに行って家が建つかと。結局今室長がおっしゃった費用の発生の考え方という観点からいくと、もう2割、3割高騰しているのです。資材も手に入らない、人件費も上がっている。そういう中で、賠償してもらえる金額はわずかなもの。実際に、では家を建てるとなれば、相当な金額を出さないと建てられない。こういったギャップがあるのです。この指針の中には、そういう新築価格の高騰のような考え方方が全然含まれていないのです。その2点を、今室長の考え方で述べてください。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 慰謝料の部分ですけれども、居住年数等を加味して増額の可能性もあるということとか、場合によっては居住年数そのものではなくて、先祖からずっとお住まいになられた方とか、いろんな事情があるということは

プラスになり得る要素としてあるかと思います。

今現在東京電力が受け付けている内容として、それを加味したものとはなっておりません。私が理解していますのは、まさにそういう適用ルールといいますか、比較的簡便な方法で適用できる基準はここに書いてあるとおりですけれども、個々の認定が必要なものは、先ほどちょっと触れましたけれども、やっぱりADRなり第三者が認定する形でしかできないのではないかというふうには考えます審査会の議論のときでも、慰謝料のことについて、今先ほど副委員長がおっしゃったようなことは能見会長もおっしゃっていましたけれども、委員の中でもADRにおられる大谷委員が、やはりそういう場合もあり得るのだからということは何度か審議でおっしゃっていました。つまりADRで金額を判定する際に、指針の金額どおりにやらなければいけないかというと、先ほどおっしゃったような長年住みなれているとか、人によって違う場合があるならば、増額もあり得るということを議論としてはおっしゃったのではないかというふうに思います。私の理解はそういうことです。

それから、2つ目の建物の賠償について、さらにまだこの四次追補上とのギャップがあるということについて、おっしゃるように、資材の価格高騰や土地の値上がりというのが、土地の値上がりはいわきなんかもそういうことがあると思います。やはり極端に金額が変わることであれば、指針の考え方も直さなければいけない場合があるかもしれません。土地の値段も、一応これ直近での調べていますので、そんなに事故前のような状態で調べているわけではありませんので、それなりに金額が出ているかとは思いますが、もちろんいい場所のいい住宅地であれば、これより高いのがあるのは私も承知してはおりますけれども、まずはやっぱりこの金額で、指針ではっきり明記してあるところから始めないことには当面動けないので、将来また紛争審査会でその実態を踏まえて変わり得ることもあるかとは思いますが、当面この考え方自身は直近のものでやられているというふうには一応考えております。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 能見会長の中でそういう意見があったと、それでADRに判断してもらおうと、今そういう返答あったのですが、やはりこの慰謝料というのは、ふるさと喪失慰謝料、一種の立ち退き料、もう戻れないと、もう高齢者は戻る間に亡くなってしまうから、そういった中で、もう生まれ育ったところで死ぬこともできないと、そういうふうな金額だと私は思っています。

それで、その指針の中には加味するべきだというふうにうたってあるのだけれども、この説明では一律定額であるというふうな説明なのですが、例えば室長、一旦これを同意して受け取ると、受け取った後、追加賠償、これをADRとか、裁判とか、そういったことで追加賠償の請求は後でやることは可能ですか、同意してしまったら終わりですか、それが1点。

あと、もう一点は、先ほどの建物の考え方なのですが、私さっき言ったのは、資材の高騰と手間賃のアップ、これは私も実際今いわきで経験しているのですけれども、2割から3割のアップです。品物も材料も入りません。それに、技術者、大工さんもいません。そういった中で実際やっています。

これも、例えばこの指針に基づいて、一旦東京電力の言う、別な言い方をすれば、加害者が提示した金額で被害者がのまざるを得ないと、これをのまないのだったら払わないというスタイルをとっているわけだから、一旦これを受け取って、あとADRとか、裁判とか、もっと本来であれば、国は実態調査すべきだと思うのです。実際はどうなっているのか、どれくらい高騰しているのか。人件費、材料、そういうものを実際この指針の東電が言ってきてている価格、坪60万円ぐらいの一般的な木造、これを60万円から65万円で坪数掛ければ新価が出ます。でも、今は80万円、90万円出さないと、家は建たないです。そういうようなところまで調査しないと。加害者はできるだけ賠償金は少ないほうがいいのです。だけれども、国が幾ら国の責任もあるとはいっても、やはり移住先での支援、住宅支援を考えた場合に、こういうものはきっちりやってもらわないと、私たちは移住先で生活できないのです。それを国として調査できるかどうか。あと、さっき言った一旦受け取って、ADRとか何かに持ち込んだ場合に追加請求できるかどうか。その2点お答えください。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 価格高騰の件は、実は賠償の話だけではなくて、復興政策の中でも人手の確保と、それから資材の確保、出てきております。賠償単独でそれを調べるのは恐らく僕らの手に余ると思いますので、復興政策の中でそういう調査も今後行われるというふうに私たちは聞いておりますので、それらを踏まえた対応を考えなければいけない場合にはあり得るかなと思っております。

それから、2つ目の、同意したら次請求できないかというと、それはそんなことないです。ADRに改めて、これでは不満だからと言って持ち込む、あるいは訴訟を起こすということはやってやれなくはないです。私先ほどから余りADRや訴訟の話を前面には出さないようにはしているのですけれども、それはやはりどうしても時間と手間がかかるので、ご負担大きいので、とにかくそっちへ行ってくださいというのは余り言うつもりはないのですが、ただやはり個々の事情でそれがしんしゃくされない場合には、行かざるを得ない場合もあるでしょうし、東電の同意した後であっても、それは可能だというふうに考えております。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 今までの東京電力のやり方って、例えば建物でADRに持ち込むと、土地は賠償しないとか、精神的な慰謝料は払わないとか、ひっかけてくるのです。結局あなたは東電と争っていますねと、そういうような姿勢で来るのだけれども、ADRに持ち込んでも、よその賠償に影響がないということでよろしいのでしょうか。

それともう一点、先ほど室長にお願いした、できるだけ東電の賠償には国が関与して、やはり災害公営住宅の入札不調とか、やはり人件費が合わないとか、そういう金額が合わないというのは、実際被災地ではもう出てきているわけだから、だからこの金額が、この考え方方が、私が新天地で家を建てるときに合うかどうか、これは国が一番よくわかっていることだから、国ももう少し積極的に参加し

て、市場調査やる考えがあるかどうか、こここのところをもう一回返事してください。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） ADRへ行っている案件の、ほかに影響があるかと言われば、あるものもあります。それは、同じ損害項目の中で同意していない場合には、一気に払えないありますけれども、ただ実際に支払っているものでいえば、提携で東電が基準でつくっているものあります。これは、先行して払って、その上で、さらに上乗せ分を個々の事情に応じて、それはADRで申し立てと仲介の手続に入るというふうに私は理解しておりますので、同じ損害項目の中で、認定に避難費用の中で、これとこれは別々だというのがきれいに区分けできればいいですけれども、こっちは認めるけれどもこっちは認めないというのが、同じ損害項目の中であればひっかけられる可能性はあります。ですが、損害項目が別、あるいは提携賠償で払っているものについては、それは東電が払うようになっているはずです。

それから、2つ目の市場影響につきましては、当面ちょっと賠償のほう単独でやるつもりはございません。それは、先ほど申し上げましたように、復興なりの資材高騰とかというのは我々も復興庁と議論になっているところがありますので、網をかけて調べるのであれば、明らかに向こうのほうが有利といいますか、幅広くできるので、基本的にはそれを向こう、餅は餅屋にある程度は任せたいというふうには考えております。ただ、ご承知のとおり、復興庁にも労働者の確保の関係で国交省の人間も来ておりますので、常時我々も情報交換しておりますので、それはちゃんとウォッチしていきたいというふうには考えております。

○委員長（渡辺英博君） 2時50分まで休憩します。

休 議 (午後 2時38分)

再 開 (午後 2時48分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、全員そろいましたので再開いたします。

10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） その他の部類になるかもしれないですけれども、営業損害なのですが、今回の四次追補のこの資料には出ておりませんが、本来であれば……

〔何事か言う人あり〕

○10番（渡辺三男君） その他でやる。

○委員長（渡辺英博君） では、その他別に設けます。

第四次追補に関して、その他ご意見ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、追補以外でその他の賠償に関して質問のある方お願いします。

10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） 営業損害の件ですが、本来四次追補で営業損害のほうも出てくるべきだと私は考えていたのですが、当然5年に3年、2年ですか、農業のほうが一番多くて5年ということで、あと漁業は恐らく無制限になるのかなと。国は常に電力関係に関しては、あそこの部分が重要ですので、無制限で出す考え方を持っているのかなと思うのですが、全てやっぱり同じだと思うのです。営業に関しては、農業とか漁業を特別扱いではなくて、商工業も全て同じだと思うのです。そういう部分で、20キロ圏内、富岡町全町避難ということでやっておりますが、一部分はある程度見込めるだけの売り上げが出てきているような部分もあります。ただ、大半まだ、もう全然稼働もできないと、そういう状況の中で、四次追補に出てこなかったというのは私は不思議でしようがないのです。

あともう一点なのですが、もう一点というより損害の部類なのですが、就労損害です。就労損害は1年延びたのかな。就労損害1年延びて、就労損害にはすごい差が生まれていると。といいますのはあの時点では会社が存続できなくなつてやめた人、また会社は存続していても、賠償金いただいているからもうやめると言ってやめている人、それが幾らもしないうちにまた次の勤めをされている人も損害はいただいているのです。ただ、真面目な方が損しているような賠償になつてているわけです。全く継続してもうずっと会社やめないで勤めている人は、就労補償は一円ももらっていないと。

私の考えは、全額出せということではなくて、ある程度その辺の救いはあってもいいのかなと、今回の四次追補あたりにそういう部分出てきてもいいのかなと。とにかくいろんな賠償の問題で、国の方としては後出ししゃんけんで出てきておりますね。そういう部分で就労損害は全然出てきていないと。そういう部分で、四次追補の国の機関との調整の中で、そういう部分はどの程度話し合われたのか、本当に最初に出した5、3、2でばっさり切るつもりなのか。富岡を言わせてもらえば、商店街は全く、3年もうたちましたが、ゼロです、動きが。まだまだ、5年、10年、恐らく動けないと思います、大半が。そういう部分で国は今後どういうふうに考えていくのか。

あと、先ほどちょっと言いましたが、農業の場合、土地を借地して米づくりしていたと。借地して米づくりしていた人に全部損害は行つてます。土地の持ち主には一円も行つていないと。そういう部分も今回の四次追補の中身の中で話し合われたのか、話し合つたとすれば、どういう答えが出ているのかお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 営業損害系全体の話から、それから農業の借地等々細かいところも含めてなので、まずちょっと全体の話を申し上げます。5年、3年、2年とおっしゃったのは、事故後からいえば6年、4年、3年と、多分同じことだと思います。それで、漁業は無制限かというと、この数字が決まっていないというだけでござりますので、無制限というふうに逆に決めているわけでもありません。

実は、今回の四次追補について言えば、営業損害系のことについても触れてはいます。ただ、簡単に申し上げると、中間指針なりで示された考え方をそのまま追認はしておりますけれども、言ってみ

れば東電の一律基準のことについてここは触れているわけではないです。もともと営業損害は、全損といいますか、全額払うようなのが指針のたてつけではなくて、被害があった分が賠償の対象になるという考え方で、それで加えて終期についても、もとへ戻った状態というふうに書いてあって、その考え方は今回も同じように書いてあります。同時に、実は営業損害等については、もとへ帰ったところで再開できる場合もあるのですが、よその場所へ行ってやっていただくという考え方ももともと入っています。したがって、残念ながらまだ解除がされていない富岡の商店街で戻るのは、今の現在では不可能ですと、これも私もわかっています。ですので、新しいところで商売をしながら、将来戻れるときにはまた戻るとか、それはいろんな形があり得るとは思っております。

その中で、全部同じということに関して言うと、やはり農業は一番地面があるので、あるいはといいますか、よそへ移りにくいということと、それから戻ったからといって、すぐに再開できる場合が少ない。つまり土地もう一遍一からつくらなければいけないと、土をつくらなければいけないということで、公共補償なんかの場合も、やっぱり農業長いです。今回の東電の一律基準は、その倍にしています。商工業は、物をつくることから、工場や……商圈という意味では、失われてしまうと非常に難しいということもあるのですが、いずれにしても農業よりは短か目、就労不能については、基本的には給与所得者なので、前と同じ勤務先があればいいけれども、そうではないところでもやっぱり別の仕事についていただくと。やっぱりそれぞれ公共補償なんかでも同様の考え方を入れているので、今回のもそういう形でやっています。ですので、全部が全部一律にやるというのは考え方としては取り入れるわけにはいかないです。ただ、一方で、原則的なことを言えば、指針での議論は、そういう東電の一律基準ではないところで、損害がある限りは基本的には賠償の対象となり得るという考え方には踏襲はされています。

ちょっと余り抽象論ばかり言っても仕方がないので、1つ就労不能損害について例を挙げて議論の途中も含めてちょっとご紹介すると、おっしゃるように、会社が継続されていた場合で、勤務先が同じ会社の支店なのか、あるいは会社ごと移動した場合には、損害賠償としては受け取っておられないです。だけれども、その分仕事があるという意味では、その方にとっては継続している状況と。会社は続いているけれども、一遍やめてしまって、また復職したら賠償を受け取りながら新しいものをもらうという点もございました。実は、ことしの2月で一律の損害が終わった後、簡単に言うと1年延長いたしましたけれども、これも就労の努力状況といいますか、頑張っている人が報われるようになつたに少しでも応えるためではありますけれども、実際に就労努力をされている方を確認しながら払うということにしたことと、あと大きな話としては、いいか悪いか、いろんな議論はありますが、いわゆる特別の努力ということで、一遍やめてしまって、再就職したら両取りになつてしまつ。これは、やっぱり震災の当初は就労環境もよくなかったので、それをまさに、むしろ働いてもらえるようにするための賠償として追加したのですが、今回はそれはなしにしました。これ議論の途中で、これは富岡町さんもご出席いただいている12市町村集まっていただく事務レベル協議の中でも、継続すべ

きだという意見もございましたが、一方で私どもは明らかな具体例として聞いていたのが、まさに先ほどおっしゃったように、会社が存続している場合にどんどん社員がやめてしまうと。やめていってしまうというのは、賠償のためにやめていく、二重取りをするためにやめていくというのが制度としてやっぱり入っているということは、もう3年たって就労環境も大分よくなっている中でそれを弊害が入ったままでやるのはよくないということで、ちょっと反対はいろいろありましたが、私はもうやめますということで押し切りました。そういう議論はあって、少しでもそういう不公平がないようにということはやっているつもりでございます。

そういう意味では、もとへ戻りますと、指針の中での議論は、特に新しい、いついつまでとしなさいとか、終期について新しい議論はなされておりませんが、運用のほうでは、さっき申し上げたような形でなるべく符合しております。

それで、営業損害の中で、次の節目は来年の2月だと思っています。これは一律の、要は新しく仕事をやってもやらなくても、全損でもらえるのは来年の2月までです。これは、やはり一旦の区切りとせざるを得ないとは思っておりますけれども、そのときにやはり商圈が戻らないというのが確実なような場合とか、やはり新しい場所で事業を起こす上で、こういう費用が必要になる等については、今回の指針の中では示されていないので、我々のほうも今いろいろ検討をしております。検討しておりますと言って、中身ちょっとでも言いたいのですけれども、ちょっとさすがに今この場で中途半端なことは言えないのですけれども、来年の2月が一つの節目だとは思っておりますので、それに向けて今いろんなことは検討しております。その中で、1つ重要なことは、賠償ばかりにやはり頼ると、私も経済産業省の人間で、商売とかそっち、産業の振興をやっている経験もある中で、賠償金が継続すればするほど、やはり企業としての新しいことをやっていこうという意欲が衰えるというのも中小企業政策とかいろいろやってきてている中では生じています。したがって、復興政策の中でそういう産業振興のところも同時にやりながら、でもやはり損害が出るところは賠償で受けとめるというのを今どう組み合わせるかというのもあわせて議論をしているところでございます。

それで、最後にちょっと農業の借地の話が出ましたので、ちょっと申し上げると、営農のための損害については、おっしゃるように、土地を借りていた方、つまり農業をやられていた方が賠償を受け取るようになっています。逆に、地主さんというのは不動産として田畠をお持ちの方なので、その方には不動産としての借地権設定の割合が幾らかありますけれども、その金額と、場合によっては営業収入として、あるいは地代の部分については補償をしておりますので、事故前のなりわいに応じてといいますか、農業のなりわいをやられていた方、土地を貸して収入を得られた方、あるいは土地そのものをお持ちという意味で、その方に一応、応じてお支払いしていますので、賃借人だけが総取りをしているのは、まさに営農をされていた部分について賠償しているという考え方でございます。

多岐にわたったので、ちょっと全部お答えできているかどうか、自信ありませんが。

○委員長（渡辺英博君） 10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） ありがとうございます。

今回の四次追補の中では、前の指針どおりということで載っかっているということなのですが、まず就労補償から言わせてもらえば、確かにやめて別なほうに移れば、また二重取りができるという部分はもうなしにしたということですが、今まで3年過ぎているわけです。3年間すごく不公平が出ているわけです。会社が存続してずっと継続して働いている人は、会社の給料だけでやっているわけですから。震災後、存続していても、やめて、別なところに働いている人はまた給料と就労補償もいただいているわけですから、ぜひこの次に指針で出てくるときには、存続して働いていた人たちには幾らなりともやっぱり払うような方法で考えていただきたいと。

あと、もう一点、農業のほうなのですが、農業は言っている意味は十分わかるのです。ただ、震災がなければ、土地というのは動くものですよね、不動産ですから。ある程度動くものだと。今現在田んぼを誰かに転売しようとしても、買ってくれる人もいないと。買ってくれる人がいたとしても、30分の1、50分の1くらいの値段しか組めないと。そういうような状況の中で、財産として持っていても、何の価値もなくなっているわけです。今回田んぼの補償として不動産で出ますが。そういう部分で、やっぱりある程度年数がたてば、次の賠償いくときには、やっぱり持ち主に戻すべきだと私は思うのです。私はそう考えているのです。

あとは、漁業の場合には、永久的だということではなくて、まだ年数をうたっていないだけだという説明ありましたが、年数をうたっていないということは、我々からしてみれば、半永久的に賠償するのかなとしか考えられないのです。漁業と同じく考えていただければ、ほかの部分、商工業でも、全て年数打たないで、戻るまで補償しますという形で私はいいと思うのです。それを何で漁業だけが特別扱いするのですかと。漁業だけが特別扱いではないとすれば、よその業種も全て同じでやってくれれば、私は理解できるのです。その辺の考え方どうでしょう。

あと、商工業に関しては、確かにその地区に行っても、やる気があれば十分取り戻せるチャンスはあると思います。そういうのもなかなか、全般に考えた場合には、それだけの力ある企業というのは幾らもないと私は思うのです。大半は、やっぱり地元で発揮していた力の3分の1くらい、よそに移っては、私はできないと思うのです。そういう部分で、もう少し考えていただきたいなという点はいっぱいあります。どうなのでしょう。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 終期が定められていないものは永久に続くかといえば、これは実際の運用上の話になりますので、農業をやられている方が非常に、ある意味では多数おられて、漁業に関しては漁連なりと相対で議論をしているので、そういう意味で、実際の運用を行う上で、一定の区切りというふうにしていることの差によるものほうが大きいです。

実は、これもっと違う例をちょっと申し上げれば、風評被害についても、これは指針はこの区域は

風評被害ありと、これは福島県外のほうが中心ですけれども、ありと認めるのですけれども、終わりの時期は特に定めていないのです。これもやはりその周辺の状況を見ながら、もうこの辺以降は風評ではないですねということで終わる場合もあれば、やはり継続している特殊な、例えば山菜類、キノコ類なんかはどうしても続くとか、そういう個別のことを行っています。そういう中でなので、一律にこれは半永久的なのだ、こちらは期限ありなのだというよりは、もう少しきめ細かなことは一応やっているつもりではございます。だから、逆に言えば、損害がどんどん減ってきたときに、それをずっと細く長くやるのか、ある程度のところで一旦は終わりにするというのかは、個々の相対的部分もあるということはご理解いただければと思います。

それで、最後におっしゃった、やはりよその商売のところへ割り込んでいくうちになかなか難しいというのは、これある意味ではのれんみたいな考え方でもあるので、そういう営業試算で金額に計上されないものをどうやって試算すればいいかは、福島県の商工会の連合会からもお話をなどいただいておりますけれども、先ほど申し上げたように、賠償を減らしたいというよりは、やっぱり別の切り口で事業をやっていただく上でどうすればいいのかというところは今検討しているところですので、もしちょっとまた具体的なお話を伺わせていただけるならば、商工会のほうがいいのかもしれませんけれども、教えていただければぜひ検討の材料にしたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） ありがとうございます。

四次追補には出てきませんでしたが、次の機会にはぜひその辺を明確にしていただければありがたいと思います。よろしく。終わります。

○委員長（渡辺英博君） 9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） 1点だけ。今から話しするのは、経産省も厚労省も内閣府も環境省にも関係してくるのですけれども、高空の困難区域の700万円の件なのですが、それに伴う区域が制限区域、仮に敷地境界線から環境省では20メートルまで除染するわけ。それが5メートルまでは道路敷とか河川敷ができるのだけれども、残り15メートルは困難区域で、困難区域は除染しばらくはしないということだから、そこのとり合いをどういうふうに考えていくのか、1点だけ教えてください。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 今の20メートルは、住居から20メートルまで、たとえ山にかかるても除染するとか、そういうことですね。5メートルというのは、ちなみに、今……

○委員長（渡辺英博君） 9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） 敷地境界から仮に町道がすぐ5メートルあって、そこから残り15メートルは帰還困難区域だと。そうすると、15メートルは除染できないわけ。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） きょうちょうつと明確なあれがないので、お答えするに十分かどうかあれなのですけれども、実は指針の中で、まさに区域見直しのときに、市街地をやっぱり横切って区域見直しをやった富岡と浪江に関しては、そのボーダーラインのところが、まさに家から目の前に帰還困難区域があって、あるいは極端に言えば、帰還困難区域の基準で基本的には50ミリシーベルト毎年ですから、家の半分かかっているのだけれども、区域としては居住制限になっているというようなところについて、ある程度柔軟に判断することが考えられるというふうに書いてあります。これ基準ではないので、基準ではないというか、一律にこの家はこうするということではないので、最終的にはADRということもあり得ますけれども、先ほどおっしゃった20メートルのケース等の解決になるかどうか、ちょっと私自信はありませんが、例えば家の敷地がもう50ミリに、空からのモニタリングでかかっていると、だけれども区域外なのだというようなケースについて、これはちょっと今国と東電のほうが玉持っているという認識です。実はこれ浪江、富岡以外の市町村はそういうことが書かれていません。その理由は、比較的居住制限区域と帰還困難区域の境目は山間部であったりとかして、家がかかっていないのです。やっぱり家がかかっているところで、区域見直しのときに、ある意味では泣き別れになった家も、1軒1軒見ればあるというのも僕ら認識しているので、それが指針でも一応、そういう場合には、ある程度柔軟に考えるということも考えられるというふうにされています。

ちょっとこれ以上、この家は大丈夫ですかなんとかと言う次元ではないので、という意味で、私ちょっと明確な答えがない中での答弁になりますが、そういう考え方の一応入っています。それが20メートルのところが救えるかどうかというと、富岡の場合は夜の森の地区で道路を挟んでというところはあるのは承知していますけれども、その家自身が線量が高くなれば、一応向こうとこっちでは分かれるのではないかと私は思うのですが、ちょっと区域見直しのところの具体的な内容は、おっしゃるように内閣府のほうなので、私も明確に答弁できる範囲を超えておりますので、賠償のほうはそういう考え方の一応入っておるというところだけご紹介させていただきました。

○委員長（渡辺英博君） 9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） そのとおりなのです。両方とも50ミリ以上しゃっているわけ。だから、これはぜひとも早目に対応策練ってもらわないと、今度除染のほうで同意しなくなってくるのね。ADRのほう申し入れてしまうと、期間が長引けば、今度その前の隣の人とか、隣の人とか、八方塞がりに連鎖する区域なもので、これ大至急関係省庁と。これ個々の話ではありませんので、4省なら4省でよく話をして大至急進めてもらわないと、困るようになると思うのです。ひとつその点だけはこの場をかりて申し入れておきます。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 1点だけつけ

加えると、既にもうご承知かもしませんので。指針上は、区域見直し時に積算線量が50ミリシーベルトを超えた地域となっていますので、線量という意味では、区域見直し時で一応ピンどめはされております。何らご参考までということです。

○委員長（渡辺英博君） 9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） それよく富岡町民の人理解していないところが多大にありますので、できれば具体例を挙げてわかりやすく、その部分も結構件数ありますので、よろしくお願ひしておきます。

○委員長（渡辺英博君） 要望ですか。

○9番（高橋 実君） はい。

○委員長（渡辺英博君） 4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 私きょう東電のほうから仏壇のほうの補償のやつが来たのですが、その仏壇についても、実際その前に私のほうから、たしか困難区域を含めた墓所の移転、今回移住のこともありますので、墓所の移転についての今の現状を進めているのかどうかということと、あともう一つ、先ほど出ました仏壇についても、40万円云々というのはいいのですが、仏壇について持っている方が相当の金額合うのだったらしいのですが、高額になったりとか、また持っていない方が自主的に調査しないみたいですので、調査されていくのかどうか。そうすると、いろんな面において、墓所についても現状ももちろん調査になると思うのですが、とりあえず墓所の問題についてと、あと仏壇についての2点お願ひします。

〔午後3時15分 これより9番高橋 実委員欠席〕

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） まず、お墓のほうを申し上げます。お墓のほうは、実は昨年の夏時点で、お墓のお墓参りするに当たっての清掃も含めた賠償のご提案を一旦したことがございます。結果的には寺院協会のほうから、そんなことよりも倒れた石直す、そのうちの幾つかを出すべきだという議論等があって、一旦今引っ込めた状態になっています。

それで、今の我々の中での検討と、お寺さんとももちろん話しておりますけれども、やはりお墓の石が倒れた場合、あるいは周辺も含めて石が倒れた場合の修繕費の幾つか、幾らかを、多くは地震で倒れた場合もあるので。ただ、地震があって避難しなければ、少しでも直せておいて、その後倒れてしまったのだということもあるので、全部とはいかないまでも、そのうちのごく幾つかは賠償できるかどうかの検討を今しているところです。

それで、あとお墓の移転に関しましては、ちょっとまだ具体的な検討は今進めておりません。といいますのは、昨年の時点できちんとお墓の移転ということも考えたりしたこと也有ったのですが、この四次追補の議論の中で住居の移動というのも出てきておりますので、それとちょっとあわせて検討すべきだということで我々も考えたので、一旦ストップはしています。ただ、帰還困難区域について

の、やはりお墓に全然行けない等の問題は十分認識しておりますので、どこかでちょっと議論再開はしたいと思います。ちょっと今内容についてまでお答えするわけにはいかないので、申しわけありませんが、一応玉は持っているという認識をしております。

それから、お仏壇のほうですけれども、お仏壇があるかどうかの現地確認はいたしませんが、写真は必ず出していただくようになっています。ですから、もちろんそのときに、では虚偽の請求ができるのかとまで言われるとあれですけれども、今回実は仏壇の賠償を高額家財の中で選考したのは、これはいわきであったときの富岡町さんの説明会でも私直接言われた記憶があります。浜通りでやっぱり比較的高額の仏壇をお持ちの方がいらっしゃるし、なるべく早くというのもあったので、今回ちょっと別枠で用意しました。その中で、一つには、お仏壇で古いものほどいいものもあるので、減価償却は入れないようにしたということと、変な言い方ですけれども、仏壇を請求する上で、それをもって特に過大なものを要求されるというよりは、先祖を祭る上で大事なものだということをやっぱり優先したところもあるので、ある程度固定資産税のああいう評価額みたいなことは入れずに、ご本人の申告に基づくけれども、ただあわせてきっちり写真を出してもらうとか、そういうことはやる予定をしておりましますし、かつ非常に高額なお仏壇もあるので、これはそういう専門の方に鑑定なり査定というのでしょうか、それをお願いすることもあわせて考えております。

○委員長（渡辺英博君） 4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 仏壇のほうは確かにそうだと思います。ただ、仏壇もそうなのですが、墓所のほうの補償がどうかというのは、この前もお話を聞いていますし、ただ1つの中において、墓といふものはお寺にあろうとも個人の財産であるということになると、個人の財産ということになれば、今回の補償対象に墓も財物として考えるべきではないのかなと。それによっていただいた中において補修するなり、新天地行くなり、いう形の考え入れれば、全体的に移転云々よりも財物をプラスアルファにするようなことはあるのでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） お墓は、大きく分けて土地と、それから石のほうと両方あると思っています。

それで、土地のほうは宅地とは違う扱いなのですけれども、いろんなお墓も含めた土地の賠償ということで、これちょっと事務レベルでは議論はさせていただいておりますが、まだ公の基準にはなっておりません。

それで、今度は、あとお墓の石のほうなのですけれども、財物賠償として考えると、石自身がいわゆる管理不能損害によって傷むというのは極めて少ないというふうに考えています。それから、ちょっとこんな言い方するのもいいかどうかあれですけれども、いわゆる市場性が余りないというのでしょうか。したがって、一旦建てられて、私の例を言えば、森本家の墓と書いた、このお墓の石をよそへ売るわけにはいかないので、財物賠償として考えているのは、一つは土地のほうの話です。残りは

石のほうは、基本的には財物価値の減少ということでは考えていないので、その分先ほど申し上げた倒れたりした場合の修復費というのを一定の割合だけお支払いするということを今検討はしております。

○委員長（渡辺英博君） 4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 確かに墓の場合は、財物の価値というものの評価は大変難しいです。ただ評価的なもの、ある程度の材質的なものの評価がちょっと落ちたとしても、材質的な評価はできると思うのです。それによって、プラスその個人がプラスアルファしてつくるのは別としても、その材質的なものについて、これこれだからという評価は石屋さん、あと専門家によっての評価はできると思うのですが、そういうのを踏まえて、これから墓所の、私も3回しか質問できないのであれなですが、墓所のものについては、やっぱりいろいろ考える必要がどんどんあるのではないかということとあとまたそれにかかっている修理費というのはやっぱり関連して出てくるだろうというのを考えいくと、やっぱり単に評価ができないからではなくて、逆に評価の価値がいろいろ出てきているから、いろんな面で検討していただきたいということは今後強くこれからお願いをしたいということを、私の意見としてご提出させていただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） お墓の石は、評価が難しいではなくて、管理不能損害が発生していないという考え方です。したがって、財物価値は減っていないという考え方なのです。

私も自分でそう言いながら、非常に失礼だなとは思うのですけれども、実は外にあるもので、石について、建物なんかと違って、傷むことがないので。では、だけれども、あとそれをよそへ持っていくかとか、移す場合にどうするかとか、それから先ほど申し上げたように、倒れていたものをどうするかという、物理的に動かすほうですね、そちらのほうで何か今できないかというのは先ほどちょっと申し上げたような状況でございます。

○委員長（渡辺英博君） その他ございませんか。 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） ちょっと今回の四次追補になかったやつで、実は家財の一括賠償なのですが今回も帰還困難区域と居住制限以下の区域とで財物の賠償が分かれているのですけれども、先般富岡のほうから建物の被害の状況等で話があったかと思うのですけれども、現実的に帰還困難区域の家財は自由に持ち運びできないからということで若干金額が高く設定されているわけですけれども、実際地震によって雨漏りが発生したりとかした状況で、皆さん多分雨漏りというと、雨がぽつんぽつん漏ってきて、この辺がしみになるぐらいの感じしか持たれていないかと思うのですけれども、現実的には3年間過ぎて、最初の年の梅雨、秋の長雨、台風シーズン、次の梅雨、また台風、梅雨、台風というふうになっていて、例えば雨の日に、1階にいても傘を差さなければ1階にいられないような、そういう雨漏りが実は結構たくさんあるのです。そういうような雨漏りをしているようなところの家財

というのは、もう既に最初の年の段階、最初の年というと、震災の年の6月を越えて7月、8月になった段階で、もう全然使い物にならない状態になっているのです。それを現状に即さない状態で、今ただ単に自由に立ち入りできる、できないという状況で分けているというところで、そういう本当に使えないものに対しての家財の、もう全く使えない状態があるので、そういうところへの追加賠償というのがどういうふうに考えられているかということで、もしそういう状況のやつを見ていないのであれば、ぜひどれほど雨漏りというのをほっておけばどうということになって、これを本当に使えるのか、使えないのか、見ればわかりますから、うちの中が草で緑色になっているなんて状況を多分想像つかないと思うのですけれども、そういうところもぜひ見ていただいた上ででもいいですが、そういう家財の賠償に対するちょっと追加の、そういう被害の状況によってのことをどういうふうに考えているか。

それから、建物のことなので、先ほどとはちょっと違うところの建物なのですけれども、建物の賠償を、例えば先ほどは古いもの話ししていたのですけれども、新しい家の建物というのはローンがまだ結構額残っています、そのまま同じく勤めている方は、ちゃんと勤めているので銀行から住宅ローンが、新たなところで仕事を始めて新たなローンを組んで、補償していただいたやつで既存のローンを返すということは可能なのですが、仕事を意識的にやめたのでなくて、会社がもう事業を停止してやめてしまったような人は再就職せざるを得ないですけれども、1年ぐらい勤めているからといって、銀行はお金は貸してくれないです、実際。そうすると、そういう方々は、幾ら補償をもらっても、新しい家をつくるなんていうこと、つくったり買ったりするということは実際不能になってしまうのです。そういうこともちょっとどういうふうに考えているのかということ。

それから、もう一つ、先ほど線引きで居住制限道のところで、富岡町と浪江町にはあるという話がありましたが、実は僕は富岡町の夜の森に住んでいるので、自分のところが困難区域で、実際に居住制限のところは同じ夜の森なのです。夜の森の1丁目と夜の森の3丁目という、ただ丁名の違いだけで、道路は5メートルの本当に町道なのです。主要道路ではないわけです。先ほど言っていた話の中で、やはり同じ際の家の人们は、幾ら除染をしていただいても、後ろは全然除染しないままになってしまうということが現実にあるということで、5メートルの想定という話はしていましたけれども、実際に5メートルしか、4メートル50とか5メートルぐらいしかないようなところでバリケードがなされているというのが夜の森の現状なので、その辺ももう一回改めて、赤が入っていたとか入っていないではなくて、除染をしていないところにまた帰すのかと。敷地の中だけ除染すれば、それでオーケーなのかと。それは、もうほかのところで敷地のところだけ除染してもだめな分という是有るけれども、効果がある分ない分あると思うのですけれども、そういうことで、実際そこには戻れないというふうに考えている人たちが結構たくさん同じ地域内でのいるので、そこをもう一度お聞かせください。その3点お願いします。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 1つ目の家財の件ですけれども、まず帰還困難区域とそれ以外のところの差は、おっしゃるように持ち出しができるかどうかということで差がついています。一方で、その差がついた、持ち出した後の家財については、いわゆる全損扱いです。ですから、小さくて高額なものと言ったほうがいいのか、値段の安い高いによって持ち出し容易性とかあるとは思いますけれども、持ち出した後のもの、残ったものは基本的には全損扱いとみなして、あの金額の設定はしております。

では、先ほどのお話で、もう3年たつまでもなく、もう最初の梅雨で差がついたときには、まだ区域見直しがない状態ではないかとか、その部分はある可能性は理屈としてはわかります。ただ、同時に全部がだめになっているようになるのは、先ほどおっしゃったような家の中に草が生えるとかってやっぱり年に応じてだと思いますので、ちょっと私言いたいことは、最初のうちに持ち出せるかどうかは区域見直しの最初のときのバリケードの有無というのはあることと、それは人間、人が本人は入れても、運送屋が入ってくれないと、そういう状況も一応加味してあの差にはなっておりませんのでその後、年数がたった後、居住制限区域でも家の中はひどい状態であると言われても、これは家財はもう一応その時点で全損扱いにしているというのは一旦の整理です。

それで、それが理屈ではあるものの、ではもっと多くのものをお持ちだった方というのは、先ほどちょっと仏壇の話はしましたけれども、個別の家財賠償については、まだこれ宿題として残っていると認識しています。ちょっと今回の四次追補等々を今順次やっているので、家財の個別、つまり例えばおひとり暮らしなのだけれども、着物などを物すごくお持ちの方とか、こういう方については、今の規定の金額では足りないという方もいらっしゃるので、その個別の積み上げをどうやってやるかは引き続き僕らの宿題だというふうには考えています。そっちのほうでは追加はあります、居住制限と帰還困難区域のその差のところについて、これを追加で入れるという考え方はございません。

それから、2つ目のローンの問題ですけれども、新しい住宅で比較的ローンが残っていらっしゃる方で、恐らく今のは、もう既に私もわかったつもりで言ってしまっているのですけれども、財物賠償をたくさんもらって、新しい家のほうは多いので、ローンを一旦返すことはできるけれども、今回新しく家を買い直すとすると、四次追補でもらえる金額が結局差分は少ないので、ローンを組まなければいけない、多分そういう問題だと認識しましたので、ただこれは……賠償上これに対して、例えば補償をつけるとかなんとかというのはちょっと今考えられないのですが、一方で公的な融資のほうで家を買うときには、震災前のような一般的のとは違って、かなり今有利にできるのではないかと思うのですが、ちょっとこれは復興の住宅をやっているほうの話なので、ここまでこういう条件で有利というのは私ちょっと今つまびらかにできないので、賠償上例えば東電が債務保証をするとかというようなことはちょっと当面考えてはおりません。むしろたしか公的な支援制度がかなりあったような気がいたします。

それから、最後の点ですけれども、除染がされるぎりぎりのところが目の前にある居住制限区域の

ような場合だと思うのですけれども……やはり、だけれども、そこで区域見直しのときに、バリケードができるなどを前提で町の中引いてしまっているわけですから、そういう当時災対本部なり町のご意見も聞きながらそれを決めたというのは、そこでやはりそういう線が引かれるものだというふうにせざるを得ないと思います。先ほどちょっと申し上げた、この指針上は、そういうエリアで除染される、されないの以前に、もう空間線量は50ミリを超えているところが区域内、つまり居住制限区域にある場合には、隣接するところにある場合には柔軟な判断となっておりますけれども、その後の除染も含めて考えれば、50ミリ超になっているところというのはまずないのではないかというふうに思いますし、今も夜の森の空間線量は大幅に下がっているというふうに私は承知しておりますけれども。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） まず、家財の話なのですが、全損扱いをしたからといつても、実際に帰還困難区域と居住制限区域で値段を間違いなく違わせているわけで、では何が違うのかという話で、最初に説明があったときには、やはり……

〔「持ち出しの差です」と言う人あり〕

○3番（遠藤一善君） 持ち出しができるかできないか。だけれども、今草が生えているところは、それは後から生えたのかもしれないですけれども、最初のときに、何か勘違いしていらっしゃるようですが、4月のときからうちらのところはもう既に、20キロ圏内は入れない状態だったわけですから、そこから持ち出しできるというのは基本的になかったわけです。例えばパソコンのこんなちっちゃいもの、車で使えるものとか、そういうものは持ち出しできたと思います。それは持つていけたですから。大体家具とかそんなものは持つていけるわけがないのです、置くどこがないのですから。その状態で、最初からもうだめになっているのに、それを区別をするという。区域の見直しをしたときに、今度は財物の金額変わりますなんていう話はしていないわけですから、国のはうが後から言ってきてるわけですから。財物の値段は居住制限と帰還困難区域で変えるというのは、国が後から言ってきてるわけですから。区域分けをするときに違うと言うのだったらいいですけれども。しかも、そのときに、そこの家のものがどういう状況かなんか全く国で入りもせず、現地を見もせず、ただ一律に決めたわけで、そういうところが現状にそぐっていない部分が出てきたら、現状を把握して、きちんとやるということが一番今必要になってきていることだと思うのです。全くもう帰還困難区域と同じような状態であるところのもの、家というのはたくさんあるわけです。だから、それは一回やっぱり見ていただいて、僕が何言っているのかといつてもわからないと思うのです。僕今1軒の家とか自分の家の話をしているわけではないですからね。いろんな家の話をしているわけです。ちょっといろんな事情でいろんな家の中に入る機会があるので、そういう話をしているのですけれども、それが1軒、2軒ではなくて、僕らが見ても、これで金額が違うのはちょっともうかわいそう過ぎるぐらいひどい状態のところがたくさんあるので、そういうところをきちんと見てほしいということ。

それから、ローンの件なのですけれども、ローンは、国の方は幾ら転勤になろうが何しようが、国

というところに勤めているから、仕事が断ち切られたということがないからわからないかもしれないですけれども、銀行はそんなに優しいところではないのは重々国だってわかっていると思うのですけれども、1年しか勤めていない人に30年ローン、25年ローンなんて、しかも若い人になんか組んでくれないです。公的資金の制度はあっても、最終的にお金を住宅ローンを貸すのは銀行ですから。銀行の規定に合わなければ、申しわけないですけれども貸してあげられませんという話になってきますから。ただ、同じ会社で勤めていた人には、当然事業を再開して、少しでも仕事している人には、その人はその前からずっと勤めているので、銀行は確かにお金貸してくれます。だけれども、会社がなくなってしまって再就職をした人に関しては、そのとき幾ら給料をもらっていても、なかなか組めないということで、これは今賠償の話と、その他なので、それはそういう現実があるので、きっちと持ち帰ってほしいということです。

それから、除染をしなくても線量が今下がっているのだからいいだろうという話は全く聞き入れられる状態ではありません。除染をしないで戻すのだったらば、除染しない話になってきてしまいますから、除染できないところがある以上、それはあれば。これだってそうです。20ミリの線を引いて、こっちは除染する、除染しない。除染当分しないですけれども、現実的にそこにいて、その家の住宅の周り20メートルが除染にならなかつたら住めないという。除染もせすなところに居住制限のところに戻すということになりますから、それはやっぱり納得がいかないし、それは国側が言っているへ理屈でしかないと僕は思うのですけれども、やはり返すのであれば、きっちと住宅の周り20メートルは除染をして帰れますよと言つていただかないといけない。除染ができない部分があるのであれば、そこはそれ相応の考え方をして、変更というか、考えの見直しをしていただかないと、現実に合ったような考え方の見直しを少しずつ修正をしていくつもわないといけないというふうに思います、もう一度そのところをお願いします。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 家財のところは、申しわけありません、全損という言葉で申し上げたのは、要は持ち出した後のものは全損扱いをするという意味でございますので、年数等の関係ではないということを言いたかったつもりです。

それで、確かに持ち出すに当たって家具がやっぱり避難所には持つていけないとか、いろんなのはあるとは思います。ただ、立ち入り制限があるかないかというのは、やはり大きな差だと思うのです。それは、比較的小さいもので金額の張るものにせよ、相対的に大きなものであるにせよ、引っ越し屋が全然入れないところかどうかというのはやっぱり大きいというので、一応この考えには差は設けています。したがつて、その後の被害状況というのは、私も全く見ていないわけではなくて、それなりに拝見はしたことはありますが、その後の傷みという点でいえば、もう同じようになっているというのはそのとおりだと思いますので、ちょっと個別積み上げのところでいざれにしても検討はしていきますので、何かちょっと工夫はできるかどうか持ち帰ります。

それから、ローンについては、ちょっと先ほど途中で中途半端なことを申し上げましたので、公的資金と銀行の窓口のことについては、ちょっと私これ以上ご答弁はいたしません。

最後の点も、ちょっと除染のところになりますので、領域外へ私全部はみ出しているので、除染をしないまま解除するとか、別にそういうことを申し上げたつもりではなくて、この今の四次追補の関係で来ていることもあり、空間線量が見直し時に50ミリ超のところはというのではありませんというところの原則論だけもう一度お話しさせていただいて、水かけ論になってもいいないし、除染しないで帰るとかということを僕言いたかったわけではございませんので、その点だけもしご理解いただければ。私の答弁とさせていただきます。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 答えられない部分はもうしようがないということで。ただ、そういう現実があるので、一回決めたからといって、それが全て正解ではないということ、一回決めたところの中にやはり決めたことでそぐっていない部分が、現実ではない部分がたくさんありますので、それはやはり現地をきっちり見て判断をしてほしいと、そこに関しては柔軟に対応してほしいということで、当然賠償と除染といろんなことが絡んできますので、とりあえずきょうは賠償の話、四次追補の話ですが、そういうところが絡んで、現実にはそういう現実が起きているということをちょっときょうはお話しさせていただいて、その他の部分お話しさせていただいたので、それをきっちり状況を持ち帰っていただきたいということで終わります。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 私から3点質問させてください。

ことし2月で就労損害が切られました。1年延長ということで、来年の2月には営業損害が一応切られます。こういったいついつまでだという、そういう期限つきの賠償の発表、これはぎりぎりまで国は発表しない。高速道路の無料化もそうなのだけれども、被災者はみんな心配している、将来私たちどうなるのか。なぜ3カ月前とか、半年前とか、来年のこの時期からこうなりますと前もって発表してくれないのか。何か私たちに要望活動の、これでは困りますよと、これでは生活が成り立たないからこうしてほしいという弁論のチャンスを与えないのかなと、私はそんなふうに考えます。もっと来年の3月に向かって営業損害を今考え中であれば、発表は本年度中とか、それくらいの余裕が欲しい。これが1点です。

あと、2点目は、今3番委員の家財の話なのですが、3番委員の場合には、困難区域とか、制限区域とか、区域によって差が生じる家財の話今されました。私のほうからは、区域ではなくて、例えば家族構成……新婚さんの家財も、結婚して30年、50年の人の家財も、みんな同じなのです。車1台で荷物をつけて避難することができる人も、車になんかつかんないよと、せいぜい着がえをボストンバッグに入れて、貯金通帳持ったり、その程度の人も同じだよと。例えばじいちゃん、ばあちゃんとか、

40代、50代の世帯が2世帯いたって、玄関が2つなければだめだ、台所が2つなければ2世帯にカウントできないとか、そういうルールのもとにやられている。先ほど室長から個別賠償の追加について今話し合いがあるというふうな話しされました。着物があるとか、桐たんすを持ってきたとか、婚礼家具があるとか。今までの話だと、ピアノがあるか、仏壇があるか、そういうような話だけで終わってしまっていますけれども、実際やはり結婚生活が長ければ長いほど、家財はいっぱいあります。背広だってネクタイだっていっぱいあるはずなのです。そういった一律にこうだと、これは一律にこうだというのは、一番低い人に基準を合わせた時の金額なのです。やはりもっともっとある人にも考えて賠償を考えてほしい、これが2点目。

3点目は、きょうたまたま森本さんなので、前回も私大槻のほうで、経済産業省のこういった説明書の中に町の帰還というところがあつて、それで町の帰還は町長が判断すると、そういうような文面がありました。最近はそういうものを取っ払ってしまって、あのとき何回もしつこく森本さんに町長判断でいいですねと、確約してくれますねとしつこく粘って私も質問させてもらって、そのとおりですと強く断言されました。でも、最近は、帰還の宣言は本部長ですと。宣言は本部長だけれども、町長の意思を無視して本部長が決めるのか、あくまでも町長がいついつ帰還したいと、町長の意見が通るのか、この辺を聞かせてください。

以上、3点お願いします。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 1点目のぎりぎりまで発表しない件については、要望のチャンス云々というのを与えないつもりかと、そういう気持ちは毛頭ございません。実は今回の就労不能損害も、前から3年で一旦の区切りと言っていたのですけれども、やっぱりそれがどうもまだ延びるのではないかとか、そういう期待があって、よくわからないというところもあって、それも念頭に置いて、今回全く同じではございませんが、1年延ばしたという経緯がございます。営業損害について、来年の2月までというのは、これは事業者の方ですので、これまでの請求証の中でもるる書いておりますけれども、そういう事前のなるべく早いアナウンスということは考えていきたいと思っております。

それから、2つ目の区域の差による賠償差ではなくて、例えば結婚してからの年数、あるいはもっと言うと個々人の年齢による賠償の家財の差だと思います。これも、私の前任の森本がやっておりましたので、その当時の議論の引き継ぎですけれども、これは副委員長もご存じかもしれません。もともとは年齢差による家財構成としておりました。それでいくと、やはりむしろ子育て世代の中堅どころの家族の方の賠償がどうしても安くなりました。その結果、もちろん長く結婚生活されている方、高齢の方のほうがお持ちの傾向があったので、それを結局是正する形で年齢を問わない形にしたということに聞いております。したがって、そういう意味では若い人なりの一番持っていない人に合わせたというよりは、全体といいますか、ご高齢の方はやはり少な目になっている可能性はあります。た

だ、むしろ中堅どころなんかは通常よりも引っ張り上げたほうだと思っております。その中で、先ほど申し上げた結婚生活長い方、ご高齢の方、あるいは最近になって家族をなくされた方等で、物をやっぱりお持ちの方がいらっしゃるので、個別の積み上げというのも別途つくりたいというふうに考えているところでございます。

それから、最後の3点目の件は、町の帰還といいますか、解除見込み時期のことだと思います。それで、昨年の議会の場でも大槻で私ご説明を申し上げました。従来の資料の中に解除見込み時期の有無ということではなくて、それと別途あればそれに従うというのが解除見込み時期、例えば富岡でいえば5年と6年とか何年というふうになっているところ、これについてでございますが、ちょっと先ほどおっしゃった中で、町長が判断するというので間違ひありませんと、私はそうは申し上げていなと思ひます。町長なり地元と協議した上で、災対本部が決める。この点については、一昨年の8月末か9月にいわきなりで説明したときと昨年とで何ら変わるものではございませんということは申し上げましたが、解除見込み時期の決め方は、別に賠償のほうで決めるわけではございませんので、それは内閣府なりが町と相談の上決めるということでございまして、賠償のほうは解除見込み時期に従って、その年数を前払いすると。もちろん解除の時期が後ろに延びれば、その分賠償をお支払いすることは変わりませんと、そういう趣旨で言ったつもりですけれども、別に僕は言葉をかえてはしごを外しているつもりはございませんが、町の帰還は町長が判断するということではなくて、まず解除見込み時期についての話であったということと、解除見込み時期について町長のみが判断するわけでもないし、一方で災対本部が一方的に決めるわけでもないというふうに私は理解しておりますし、それは資料の体裁が変わったといって何ら変わるものではないと。すなわち、解除見込み時期が別途あればそれに従うし、そうでなければ標準期間でお支払いしますと、それを一応昨年も申し上げたつもりでございますが、もし私が違ったことを申し上げていれば、もう一度お願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） こういった説明の中に書いてあった文章を読み取ると、やはり解除見込みというのは解除しますよと、解除見込み、イコール帰還です。これは、町長の判断だと読み取れるような説明が経済産業省があったので、そのとき今いらっしゃる森本さんが担当で来て説明してくれたので、やはり本部長である総理大臣が解除見込みを発表するときには、町長の意見が反映されるのですねと、町長の意見を無視して一方的に決めるのではないですね、そこは担保というか確認しておきたいということで今質問させてもらいました。

あと、家財の個別賠償の追加、これは若い人を救うために、若い人と高齢者が互助会のように并にして、平均的なものをとったというような考え方なのかなと私今解釈したのですけれども、やはりそれは悪い考えではないと思います、若い人を助けるということは。ただ、例えば母屋があって、離れがあって、それでそういうのは2世帯だと、いろんなカウントの仕方があって、不公平感は私は当時あったと思います。やはり母屋の中に2世帯もいますから、じいちゃん、ばあちゃんが離れに行け

ば2世帯だと、玄関が2つだからとか、こんなのはテクニック上の問題で、中身の問題でも何でもないのです。そういうふうにある程度当時はこれでやるしかなかったけれども、実際は現状はこうだというものは、やはり現地に出向いて、それも見直しする考えがありますかと、それが私の考え方です。

あと、営業損害、これは反撃のチャンスを与えないというか、弁論のチャンスを与えないのではなくて、何かそういう意識はないというふうなあれがありましたけれども、私らから見れば、高速道路の無料化もそう、はらはら、どきどきしているのに、どうなるのかな、ぎりぎりまで言わない。ぎりぎりまで言わないのではなくて、やはり余裕を持って、現況、実際を見ながら、やはり富岡なんてまだまだ戻れないから、そういう中で1年だけ延長します。では、1年後帰れるのかと。帰れないです、1年も商売もできないわけだから。そういう現況に合わせたやり方を、もう少しその現場を見ながら判断してもらいたいというのが私の考え方なのです。その辺もう一回お願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 森本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（森本英雄君） 1点目の解除見込み時期と実際の解除とは違うという前提でお話ししますが、賠償のところは解除見込み時期についてです。それについて町の意向を無視して決めるということはないというのが私の共通の理解でございます。

それから、家財の賠償について、離れる場合について、現実と違っていれば直すべしというのは、基本的には家財の場合は本当にあるかないかなので、2組あれば、それは払うというふうに私も考えますし、先ほどちょっと申し上げましたけれども、将来というか、次控えている個別の積み上げのところでも、そういう話も具体的な話伺えればと思います。

3つ目は、まさに今ここにいるメンバーでもちょっと営業損害系のことを議論しておりますので、きょう直接いろんなお話を聞いておりますから、それも含めて考えたいと思いますし、ちょっとこういう議会の場だけではなくて、具体的なお話をあれば、それを払う、払わないではなくて、今後まだ検討していくかなければいけない段階なので、また教えていただければ大変幸いでございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、以上で付議事件1を終了いたします。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 1なのだ、1。1のその他の中だ、今やっていたのは。

それでは、森本室長はじめ担当者の皆様にはここで退席願います。大変お疲れさまでした。

暫時休議いたします。

休 議 (午後 3時5分)

再開 (午後 3時56分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

付議事件2、その他を議題といたします。執行部のほうでございませんか。

[「ないです」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） では、なければ委員のほうでございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） 事務局のほうであれば。

事務局長。

○事務局長（佐藤臣克君） 前回の原特の中で福島第一原子力発電所の視察の件がございましたので5月の20日ころの週に調整をとりたいと思っているのですが、皆様のご意見をいただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） ただいま事務局から説明がありましたけれども、事務局原案で実行することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、以上でその他の件を終了いたします。

以上をもちまして原子力発電所等に関する特別委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 (午後 3時57分)